

決算特別委員会会議録

平成28年10月28日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 16:15

○委員長

ただいまから、平成27年度決算特別委員会を開会いたします。「認定第1号 平成27年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。第1款議会費及び第2款総務費について、128ページから162ページまでの質疑を許します。まず、昨日保留といたしました144ページ、電算管理費、住基等基幹業務システム改造委託料について、執行部の答弁を求めます。

○情報化推進担当次長

きのうは不正確な答弁をいたしまして、申しわけございませんでした。改めてお尋ねのありました、随意契約に対するお答えをさせていただきます。昨日も話しましたが、今飯塚市が使っておりますシステムのプログラムの所有権というのは、開発業者でございます、行政システム九州のほうにございますので、それに関するシステムの調達したときの契約書の内容をちょっと御紹介させていただきます。権利義務に関する事項といたしまして、本調達で開発を行ったカスタマイズプログラム及び新規作成プログラムにおける一切の知的所有権に関して、著作権法第21条から28条に定める権利を含む全ての著作権は、製造元に留保するものとする。ただし、カスタマイズプログラム及び新規作成プログラムを営利目的で他所にて使用する場合は、本市の許諾を必要とする。また、本市はその際、対価を求める場合があるが、双方協議の上、内容を決定するというふうな内容で契約いたしております。したがって、27年度のマイナンバー、コンビニ収納に関するシステムの改修につきましては、その改修したプログラム云々全てのものが行政システムの方に帰属いたしますことをうたっている部分でございます。したがって、勝手に第三者のシステム会社にプログラムを改修させることは、難しいということで、随意契約とさせてもらっているところでございます。

○川上委員

今から私が、3つのことを指摘したいと思うんですね。1つは随契理由について、きのう訪ねたときに支障が生じるおそれがあるという答弁がありましたね。それが随契理由でないかどうかは今の答弁でわかりませんね。それが1つです。それから2つ目は、今の契約の条項の説明によってもですね、私はその条項によって必ず今回随契をしなければならない理由にはならないというふうに思うんですよ。にもかかわらず、あなた方はそれを盾に、これがあるから随契しなければならないんですというふうに信じ込ませようとしているなと思うんです。もしそうであれば、あなた方は、この契約を結んだときに、これから先、これに接続するあるいは付随するようなプログラム、事業については全て随意契約で行かなければならないということを、この業者との間で約束したことになるわけです。だから、幾らの契約であったかと、この契約の元々の契約が、幾らの契約だったかということとともに、その後、飯塚市がやろうとしておる事業については全て随意契約で、この会社が受けることができるという事実上の将来契約をしたことになる。あなた方の解釈で言えば、こういったことが、許されるのかということを指摘したいと思うんです。それから3点目は、そもそも随意契約をする場合に、これで随意契約をしてよろしいかという伺いを出すでしょう。そして市として決裁を出していくわけでしょう。こういう基本的なことについて、決算特別委員会で随意契約の利用は何かと聞かれたときに、答弁が二転三転するというようなことがあると思いますか、市長。もう既に随意契約の理由は、文書で起案があり、決定してるわけですから、そのことについて、議会から聞かれて、一晩か

けて答弁が変わるとかいうのはあり得ない。だから、飯塚市のこういう少なくとも随意契約についての規律が乱れてるんじゃないですか。このことを指摘して、この質問を終わります。

○委員長

次に、144ページ、電算管理費、イントラネット保守委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

144ページ、電算管理費、イントラネット保守委託料について、業務内容及び委託先についてお尋ねをします。

○情報化推進担当次長

イントラネットの保守委託の129万6千円は、平成15年に旧筑穂町の14カ所の公共施設と当時本庁、現在の筑穂支所でございますが、光ファイバー網で結ぶために整備されたネットワークの保守管理に要する費用で、委託先はNTTビジネスソリューションズ株式会社、北九州ビジネス営業部でございます。業務の内容といたしましては、NTT注、九電柱に光ケーブルを共架しておりますので、悪天候後の点検、樹木の伐採や保護カバーの取り付け、電柱の移設に伴う架け替え、年1回の通信テストなどの維持補修でございます。合併時までには14カ所で利用しておりましたが、現在は小中学校4校、筑穂保育所、筑穂公民館、人権啓発センターの7カ所となっております、その7カ所で財務会計、グループウェア、インターネットなどを利用するためのネットワークでございます。

○川上委員

委託の仕方としては、これも随意契約ですか。

○情報化推進担当次長

ネットワーク構築業者でございますNTTでございます。

○委員長

次に、144ページ、電算管理費、情報ネットワークシステム管理業務委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

144ページの電算管理費、情報ネットワークシステム管理業務委託料について、お尋ねします。これについても、1問で聞きます。業務内容と委託先と委託の方法について、答弁を求めます。

○情報化推進担当次長

情報ネットワークシステム管理業務の999万円の業務内容といたしましては、本市で稼働する基幹系、情報系のシステムが本庁、支所、出先でのパソコン、約1500台を利用して稼働させておりますが、このパソコンが正常に稼働するための基盤となるネットワーク及セキュリティ関係の保守及び運用支援でございます。セキュリティとしましては、メンテとしまして、システムがまだ稼働するサーバー、職員が使用するパソコンのセキュリティソフトの管理と配信、ウイルス感染のチェックの確認などです。運用支援では、新規パソコンを市のネットワーク上で稼働させるための設定や人事異動に伴うシステムに関する所属と権限の変更、組織機構の変更に伴う各課が利用しております、共有ファイルの再編成などを常駐するSE一人と、人事異動時などには必要な人員のSEが来庁し、情報推進課職員と協力して作業を行います。保守といたしましては、各システムが稼働するサーバーや本庁、支所の各階のフロアハブやスイッチなど、ネットワーク機器をシステムで監視し、異常の通知のメールが担当のSEに届くようになっており、必要に応じ機器の交換や部品の交換などの保守を行い、業務に支障が来さないように、管理を行っております。委託事業者としましては、行政システム九州でございます。契約の内容は随意契約で行っております。

○川上委員

わかりました。この行政をはじめ、電算関係のとりわけ随契をしている業者がなければ、飯塚市の市役所の活動の大半はできないというようなイメージで受けとめましたけど、そういう状況に今ありますか。

○情報化推進担当次長

飯塚市役所の根幹の業務であります、現在使用しています基幹系、税をはじめとして、住基、そういったもの、それと庁内で使っておりますグループウェアや財務会計などは行政システムで調達を行っておりますので、今質問者が言われるとおり、ほぼ7割、8割は行政システムの電算システムによるところが大きいものというふうに思っております。

○川上委員

討論でも述べようと思えますけど、この事態をこのままにしておいてよいのかということと、これを肥大化させてよいのかということがあると思えます。飯塚市の行政サービスの中樞が特定の業者によってこれまで深く掌握されていてよいのか。しかも実質的には、特定の職員によって全てがセキュリティーも含めるとですよ、支配されているという状況のようですこれは早急に全貌を明らかにして、特定の業者、特定のメンバーにそうしたことが集中するような事態というのは、改めなければならないということ指摘して、この関係の質問は終わりたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:12

再 開 10:12

委員会を再開いたします。

次に、152ページ、税務総務費、防衛施設周辺整備全国協議会負担金について、執行部の答弁を求めます。

○税務課長

先日は申しわけございませんでした。先日の質問でございました、協議会の代表者及びどのような活動をしてるかということでございますが、会長は北海道の千歳市長、活動内容につきましては、加入自治体からの防衛施設周辺の整備等に関する要望等を本協議会が集約し、関係省庁でございませぬ総務省、防衛省、財務省への要望、陳情活動等を行っております。

○川上委員

飯塚市の要求、要望はここを通じて挙がっていくと思うんですけど、どういう項目を挙げられていますか。

○土木建設課長

飯塚市が行っております要望活動につきましては、現在、飯塚市浸水対策事業の一環として柳橋地区の浸水対策事業を防衛施設周辺整備事業で採択していただけるようにという要望活動を行っております。

○川上委員

それはこの全国協議会を通じて行っているのかということと、ほかにはないのか、お尋ねします。

○土木建設課長

この要望活動につきましては、本協議会を通じてではなく、直接、九州防衛局との要望活動になっております。ほかの要望活動については現在ございません。

○川上委員

ちょっと、わかりにくかったんですけど、全国協議会を通じた要望というのはないということ

とですか。

○税務課長

税務課が一部関連する部分としては、対象資産範囲の拡大ということで、交付金の増額要求を求める内容を関係市町村と一緒に要望書として出しております。

○委員長

次に、152ページ、税務総務費、飯塚たばこ販売協同組合補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

152ページ、税務総務費の飯塚たばこ販売協同組合補助金についてお尋ねをいたします。要約的にいうと、金額のこともあるんだけど、補助金を出す理由について明快さが足りないのではないかと。たばこの市税収入が伸びれば、それに呼応する形で、見合う形で、補助金をふやすというような考え方が、従前あったようにも思いますし、それは、今改められておるのかということをお聞きしたいと思います。答弁を求めます。

○税務課長

たばこ組合の補助金につきましては、平成26年度までは、前年度のたばこ税に千分の0.5をの額を組合の運営費補助として、支出しておりました。補助金のあり方を検討する中で、現行の運営費補助からたばこ組合が実施されております未成年者の喫煙防止やマナーアップなどの各種啓発事業に関する事業費補助に変更するという事で、平成27年にたばこ組合と協議し合意することができております。27年度からはそういう形に移っておりますが、補助金の額につきましては、定額の30万円で協議が整っておりますが、平成29年度までは緩和措置として、平成27年度が千分の0.45、それから、平成28年度が千分の0.4、平成29年度が千分の0.3として、平成30年度以降につきましては、定額の30万円ということで、話が整っております。

○川上委員

先のことで、30万円というのが妥当かどうかについては、きょうは質問しませんけども、緩和措置とはいえ、たばこ税の伸び、市税の伸びに比例して、0.45であろうと、0.4であろうと、たばこが売れば補助金がふえるという仕組みには変わりがないわけですよ。率が違うだけで。だから、こういうことでよいのかという問題提起を過去しておったと思います。これは引き続き、機会を捉えて質問をしたいと思います。

○委員長

次に、154ページ、賦課徴収費、通信運搬費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

154ページ、賦課徴収費、通信運搬費について、これは、総量などと聞いておりますけども、内容について簡潔に説明を求めます。まず、賦課徴収費でございますが、まず賦課費の通信運搬費につきましては、市民税関係が781万円で、内訳としましては、普通徴収、特別徴収、軽自動車の納付書発送、それから申告案内の文書発送、給与支払い報告書総括発送などがございます。また、固定資産税関係としましては359万5千円で納付書発送、その他、焼却資産、申告、督促などがございます。次に、徴収費の通信運搬費でございますが、780万3千円の内訳としまして、督促など、滞納処分に関する通知書、それから預金調査、各種照会などがございます。それから督促状、口座振替の通知書、はがき類ですけど、その通知書、それと還付関係がでございます。

○川上委員

その中には、直接、差し押さえにかかわる文書も含まれますか。

○税務課長

含まれます。徴収費の催告書等滞納処分に関する通知ということで、約3万5千件ほどございます。

○川上委員

そこですね、今から2つのことを聞きたいんですけど、1つは税を払ってくださいという通知ですね。あるいはそのまま払わないと困りますという通知ですよ。その際に、国の法律、市の条例等によって、納税者の状況によっては負担を軽減することができるさまざまな法がありますよね。条項があります。延滞税に関することだとか、差し押さえたものをお金に変えるのを猶予することとか。それから、こういうものは差し押さえられませんのでということだとか、そういうのを納税者にあわせてお知らせすることによって、納税意欲を引き出して、徴収率も上げることができるというふうに思うんですよ。これは、副市長が首をひねってますけど、窓口にも、そういうものを置くべきだというふうに言ったことがあります。法に書いてあることを納税者に知らせないで、苛斂誅求とは言わないけど、出せ出せというだけでは、やっぱり公正な税務行政と言えないんじゃないかと。だから今言ったようなことも窓口でも見ればわかるし、そしてご相談くださいということもするけれども、このお知らせをするときに、通知するときに、そういうものも裏でもいいし、同封でもいいので、基本的なものをつくって入れるべきではないかというふうに思うんですけど、答弁を求めましょう。

○税務課長

今のご質問の件ですけど、滞納者の方におかれましては、収支の状況とか財産の状況、滞納の原因など、実情がさまざまな中で、制度の概要やそういうものに関する情報を、提示するというようなことは、現在では、考えておりません。ただ、税務課としましては、納税者の方が納付相談に来られた際に、事情をしっかりと聞いた上で、丁寧に説明するようにしております。また、説明に当たっては、職員が減免や猶予制度の内容や申請手続きをしっかりと認識し、市民にわかりやすく説明できるように、また減免や猶予を適切に適用できるように努めているところでございます。

○川上委員

そういうことをしてるわけだから、通知の際に、こういうこともしてありますということを書いたのを用意しておけばいいわけですよ。同封すればいいわけですよ。郵送料は上がらないでしょう、それで。そのくらいでは。そこまでの親切さがあれば、親切さというか、公正な税務行政だと思います、それが。2番目は、もう1つお聞きしたいのは、戻ってくるでしょう。税を納めてください。滞納を続けると困りますよという、次の措置をとりますよとかいうのを出すでしょ。戻ってくるでしょう。どのくらい戻ってきましたかというのはもうこれ以上聞きませんが、それぞれごとに。戻ってきたところから、仕事が始まると思うんですよ。どのような対応をされていますか。

○税務課長

督促状の返戻者の場合でございますけど、まず、連絡先、電話番号が確認できれば、連絡をとって、送付先を確認して再度送ります。また、過去にそういうことで、別の住所地が記録があれば、そちらのほうにも再度送付するようにしております。そういうことができないというか、わからない方につきましては、市内に住所地がある人に限っておりますが、送付先というか、住民票の登録地であります現地調査を行うなどして、居住の確認を実施しております。また、1人世帯で亡くなった方につきましては、相続人調査を行って、判明した場合にはつきましては、連絡をとり、そちらの方と協議をするようにしております。最終的には、そういうことまでやって確認できない場合については、公示送達として処理をいたしております。

○川上委員

そういうふうにして、なおかつ公示してということなんだけど、そうした方々の中で、実は

重篤な病気になっていたとか、あるいは亡くなっていたとかいうのを、私は聞いておりません。しかし、そういうことが、お金がなくて滞納してるかどうか、反論があるかもしれませんけど、そういうことが考えられるわけですから、生活が成り立っておるのかどうかということもあるでしょう。そういった点では、次の項目にもかかわるかもしれませんが、安否確認というか、そういうことも含めてね、意義があると思うので、まずは訪ねてみるというのは非常に大事じゃないかなというふうに指摘をしておきたいと思います。

○委員長

次に、154ページ、賦課徴収費、生活改善指導業務委託料について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

154ページ、賦課徴収費、生活改善指導業務委託料についてということです。業務内容と委託先、あわせてお尋ねをします。

○税務課長

業務内容でございますが、市税滞納者の複雑多岐にわたる金銭的問題解決のために家計の支出状況、ローンの返済計画に無駄や無理がないか、ファイナンシャルプランナーを活用して総合的に診断し、市税滞納者の生活改善指導を行うことを目的としております。それから契約の相手方でございますが、KFPユニティ株式会社、これは長崎県佐世保市でございます。それから契約方法は随意契約でございます。契約額は年間6万8千円で契約しております。

○川上委員

私は、こういうことが国のほうで推奨されたり、それからさっきの電算もそうですけれども、売り込みが激しいわけですね、こういう仕事ができますよ、ぜひさせてくださいと。一つの小さな仕事でも、幾つもくるでしょう。断るの大変ということもあると思います。そうした中で、今回のことなのですが、個人情報保護は、どういうふうに行われているのか、お尋ねをしたいと思います。

○税務課長

個人情報につきましては、相談者の同意を得て、ファイナンシャルプランナーに繋いでおります。

○川上委員

マイナンバーも提示する必要がありますか。

○税務課長

ございません。

○川上委員

同意の得方なのですが、自分は滞納しています、あるいは苦しいですと。そのときに市役所が民間業者を連れてきて、連れてくる前があるのかもしれませんが、生活立て直しのために長崎県の民間業者のアドバイスを受けなさいと。断れないでしょう。断れますか。

○税務課長

断られる方もかなりおられます。

○川上委員

この個人情報の業務、市が直接したらどうなんですか。民間業者に、大事な事業だと思えますよ、本人の同意を得て寄り添っていくという仕事は。しかし、民間業者に同意を取ったとしても、任せるといのがありうるのかと、人生の最も根幹に関わることと思うのですよ。これはね、飯塚市が責任持ってやるべきことじゃないのかと思うのですが、そういう教訓をこの決算年度から、引き出してないですか。

○税務課長

職員が、この事業をすることについては、内部でも検討をいたしております。できればファイナンシャルプランナーの資格を取って、納税職員が、この業務に当たるのが一番ベストだというふうに思っておりますが、例えば、これにつきましても、すぐに資格がとれるものでもございませんので、そのあたりにつきましては担当部署と協議しながら、在任期間もある程度の期間必要になってくるのじゃないかなと思っておりますので、ここではっきりできるというふうに申し上げるのは、ちょっと差し控えさせていただきたいと思えます。

○川上委員

微妙に私が聞いたんですよね。だから今の答弁でいえば、27年、KFPといわれましたか、この個人情報の取り扱いを、個人情報というか、その人の人生を扱うわけやからね。民間業者に74万円ぐらいで、飯塚市がこの仕事を投げ渡していいのかという、厳しく言えばね、そういうことと思います。その点で言えば、今の答弁は、ベストとしては市が関わっていくようにしたいと、市のほうでそれができる仕事、資格も取りたいというような答弁でしたので、それは確認しておきますけども、生活保護に係るところでも、関連するような事業がありますので、そこでも質問しておきたいと思えます。この項目の質問は終わります。

○委員長

次に、154ページ、賦課徴収費、コンビニ収納導入業務委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

この質問は、勉強して理解ができましたので、取り下げます。

○委員長

次に、156ページ、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

156ページ、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理についてお尋ねをします。住民基本台帳カードの発行件数を伺います。

○市民課長

住民基本台帳カードの発行件数は約9千枚でございます。

○川上委員

この住民基本台帳カードを発行したいと市が考えている対象人数は、件数は幾つですか。

○市民課長

住民基本台帳カードは平成27年12月28日で発行が終了いたしましたので、この9千枚で終了でございます。

○川上委員

本来は対象となる件数は、人数は何人だったんですか。

○市民課長

市民の方どなたも希望されればできますので、約13万人と思えます。

○川上委員

とすると、この住民基本台帳カードは、ほぼ13万に対し、9千の発行に止まったと、そして廃止ということになっているのですね。今後、どのようなことに利用することになるのか、お尋ねします。

○市民課長

12月28日で廃止になりましたので、今残っている機能といたしましては、10年間の身分証明の機能、また3年間のe-taxとかができる公的個人認証の機能、この2つでございます。

○川上委員

この27年、自動交付機での利用件数、相当数に上ると思うんですけど、どのくらいですか。

○市民課長

27年度の自動交付機での住民票、印鑑証明、税証明の発行件数は合計して13万7千件ほどございました。このうち自動交付機で発行した件数は4万2189件です。

○川上委員

それは、このカードを全部使ったの数字ですか。

○市民課長

この件数は住基カード及び市民カードで発行された合計の件数でございます。手数料の収納に関しましては、市民カードで申請された方、住基カードで申請された方というふうに分けて件数は出しておりませんので、このうち何件が住基カードの利用件数かというのはわかりかねます。

○川上委員

そうすると、今後自動交付機でこのカードが使えなくなるということについて、どのくらい困ったというのが広がるかはわからないまま廃止したということになりますね。それで発行機の保守点検委託料、委託先、それから委託業務内容、あわせてお尋ねします。

○市民課長

住基カードの発行機保守点検委託料の委託先はテクノトップフォームズ株式会社でございます。委託内容につきましては、住基カード発行機が良好な状態で使用できるよう点検を実施し、必要に応じて部品交換をし、良好な状態で使用できるようにすること。また、機器が故障した場合、部品の取り換えや修復作業を行うことを、主な業務内容といたしております。

○委員長

次に、156ページ、戸籍住民基本台帳費、その他の戸籍住民基本台帳費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

156ページの戸籍住民基本台帳費、その他の戸籍住民基本台帳費についてお尋ねします。個人番号カード申請案内等業務委託料の説明を求めます。

○市民課長

個人番号カード申請案内等業務委託料でございますが、これはコールセンターを設置いたしました。委託業者はNTTマーケティングアクトでございます。

○川上委員

個人番号カード関連の事務委任交付金について説明を求めます。

○市民課長

個人番号カード関連事務委任交付金ですけれども、これは、マイナンバーカードの通知カード及びマイナンバーカードを発行する地方公共団体システム機構に対して交付する交付金でございます。この分につきましては、国庫補助を10分の10で実施をいたしております。

○川上委員

2つ疑問があるんですけども、国が勝手に国民に12桁の番号を割り当てるわけでしょう。機械でもないのに、ロボットでもないのに、国が割り当てるわけです。そしてね、あなたのマイナンバーはこれですよというのを、非常に重要なナンバーなんだけれども、非常に危険を冒して、本人に通知しようとするわけです。一方で国が勝手に割り当てた番号を、どうしても知りたい人は、市役所で住民票など取れば、記載していただいと言え、すぐわかるわけです。これはリスクが少ないよね。なぜ国はこういうマイナンバーの個人情報漏えいする危険性、リスクを冒して、郵送で送ろうとするのか、これをお尋ねします。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:41

再 開 10:41

委員会を再開いたします。

○市民課長

マイナンバー法は、国の法律で決められておりまして、私どもはマイナンバーカード通知カードの送付や、マイナンバーカードの発行を、国の法定受託事務として法令等に則り、事務を行っております。法で規定されているものでございます。

○川上委員

国が決めたから、やりましたと。でもリスクは認めるでしょう。国が決めたものであっても、そういう重要なものを、わざわざ郵送する。本人が希望すれば、市としては安全に管理してるわけですから、来れば、あなたのマイナンバーはこれですと、紙に書いて渡せるわけではないですか。それを、なぜ一方的に送るのか。そのリスクを国は全然顧みなかったということなんです。そのリスクを犯す行為を、地方公共団体、地方自治体に、国は法律で押しつけた。なぜ国は自分でやらないのですか。自分でやればいいじゃないですか。そういう危険行為をどうもしたいのであれば、総務大臣がすればいいでしょう。しかもクリスマスまでにやれとか言ってるね。それで、通知カードを送って戻ってきた件数については把握していますか。

○市民課長

28年の3月末現在、全送付数が6万1695通でございました。このうち延7342通が返ってきております。ただし、このうち4374通は来庁受け取りや、再度郵送するなどの方法でお受け取りいただいております、結果的に残るのが2968通、返戻されたということになります。

○川上委員

2968の中には、もう私は要りませんという方もおられたと思いますけれども、それに対しては、そのことも含めて、どういう対応をしていますか。

○委員長

川上委員、決算から外れてきていますので、答弁はさせますけど、よろしくをお願いします。

○市民課長

通知カードの返戻につきましては、国から指示、指導がございまして、再度受け取り案内等で受け取られなかった場合の方は、約3カ月保管後、廃棄処分ということが通達がっておりますので3カ月、うちの場合は、半年ほど保存いたしました。その後は廃棄処分をいたしております。

○川上委員

国の法律で仕方がないということで、皆さんは国には文句も言わないで、リスクを冒して、6万2千くらい通知カードを送ったのでしょ。返ってきたというの、その間またリスクがあるわけですよ。そういうリスクをひとつ犯してしまったというのがあります。それからもう一つは、再発行するでしょう。届かないとか、紛失したとかいうことで、しましたね。それは、どのくらいしました。

○市民課長

再発行の件数は、合わせて186件です。

○川上委員

その186件の方には、紛失だとかについては番号を変更することをアドバイスしていますか。

○委員長

市民課長。ちょっと僕、理解できないので教えてください。どこの支出についての答弁をされてるのですか。それもあわせて教えてください。

○市民課長

歳入のほうに事務委任交付金と歳入が重なっております。歳入で個人番号カードの再発行と通知カードの再発行の手数料がありますので、そこであわせて回答しているということでございます。続けてよろしいですか。

○委員長

はい。お願いします。

○市民課長

個人番号カードの再発行といたしましては、まず最寄りの警察、交番まで必ずお届けをしていただくようお願いをしています。また国のほうでは、紛失、盗難によるマイナンバーカードの機能停止につきましては、マイナンバーの総合フリーダイヤルで、24時間365日受け付けをいたしておりますので、そちらにご連絡をしていただくようお願いをいたしているところでございます。

○川上委員

それは、必ずしてるのですか。私は、先ほど第1のリスクを、国の法律ですから仕方ありませんということ、国の代わりに飯塚市が冒してしまった。住民にそれだけの危険に直面させたというのがあると思います。それと同時に、もう一つは、紛失等したときに、マイナンバーの番号替えを、必ず提案し、アドバイスするというふうにするべきじゃないかと思うんですよ。マイナンバーを変えられるというふうに思っていない人もいると思うんですよ。変えることによって、いろいろその所管庁に届ける必要があるかも知れませんが、マイナンバーという非常に危険なものを、国が国民に押し付けている現状からいけば、そして飯塚市がそれをせざるを得ない状況があるとすれば、まず少なくともこの点については、反省し、手立てを打つべきだということを指摘しておきたいと思います。

○委員長

次に、160ページ、監査委員費、その他の監査委員費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

160ページ、監査委員費、その他の監査委員費について、お尋ねをいたします。監査委員の報酬、監査委員2人おられるわけですがけれども、報酬に違いがありますか。であれば金額を教えてください。

○監査事務局長

代表監査委員は月17万円でございます。それから、議選の監査委員につきましては、月額4万5千円となっております。

○川上委員

それだけの報酬が出ているのですけれども、それぞれの監査委員の活動はどのようなであったか、お尋ねします。簡潔にお願いします。

○監査事務局長

代表監査委員につきましては、原則、週2日ほど事務局のほうにお出でいただいております。議選の監査委員につきましては、不定期でございますが、毎月お出でいただいております。しかしながら、代表監査、議選監査委員につきましても、定期監査、例月監査、それから財政援助団体、それから決算審査等の業務の監査と検査と審査を行っていただいているところでございます。

○川上委員

代表が週2回というのは何か規定があるのですか。

○監査事務局長

特に規定はございませんけれども、慣例として週2日ほどをお出でいただいております。

○川上委員

決まりがなくて週2日来ていると、1週間5日ありますからね。この監査委員は、資料を自宅に持ち帰って仕事をすることがありますか。

○監査事務局長

代表監査委員の資料につきましては、定期監査前等につきましては、個人情報のない資料をお持ちになることはございます。それは例えば、規則とか条例とか要綱と、事前に勉強されることもございます。

○川上委員

どういう約束で監査委員に市長がしたのかということもありましようけど、週2日来ているという状況の中で、資料を自宅に持ち帰って勉強しないといけないという状況が理解できませんけれども。

○監査事務局長

条例、規則等もございます。定期監査等の概要説明でわからない点につきましては、インターネット等で確認もされておりますので、自宅に持って帰って、勉強されていることもございます。

○川上委員

監査委員はどこで仕事をするという規定はないのですか。

○監査事務局長

特に規定はございません。

○川上委員

個人情報がないものならよいとか、それ以外はだめとか、個人情報があるものを持ち出されるのは論外と思うけども、その区別がつかないでしょう。監査委員は、基本的に監査事務室で仕事をするのを、ルール化する必要があるんじゃないのですか。どう思われますか。

○監査事務局長

資料につきましては、個人情報等の情報の漏えいのないような形で従前からやっておりましたけれども、事務局内で資料等が検討できるものであれば、事務室内でやっていただくというふうに考えております。

○川上委員

監査委員と監査事務局の間柄は、どういう間柄であるべきかということだと思っておりますよ。富山の議会と議会事務局の関係が取り沙汰されてるじゃないですか。やっぱり、ルールに基づいた緊張関係を持って、今、事務局に言ってますけど、臨むべきだと思います。それから、議会選出の監査委員なのですけれども、定期監査とかいうようなときを除けば、議員の監査委員は、いつで出てきても、来なくてもよいという、そういう活動スタイルなのですか。

○監査事務局長

議選の監査委員につきましては、定期的に決裁文書がございますので、その決裁文書を見ながらお出でいただいております。それから定期監査の公表等につきましても、打ち合わせをさせていただいておりますので、随時その日程に合わせて監査事務局のほうに来庁していただいておりますのでございます。

○川上委員

議員の監査委員は、規律ある活動を行わなければならないと思います。それを主導するのは、主導というか援助するのが、議会事務局だと思うんですよ。打ち合わせがあるからでしょう

とかいうようなことでよいのかね。そういうことで成り立たんと思います。それから議員の監査委員は、市から報酬を議員としてもらうほかに、市との契約その他で収入がある場合があったと思います。決算年度。どういう収入がありましたか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:55

再 開 10:59

委員会を再開いたします。

○川上委員

議会選出の監査委員は報酬以外の市からの収入について、自分が得た収入は、市の支出ですから、について、自分が監査することになるのか。自分に対する市の支出を報酬以外ですよ。自分が監査することになるのか、監査したのかと聞きましょう。

○監査事務局長

監査委員は、地方公共団体におけます公正で合理的かつ効率的な行政運営を確保するため設置されております。さらに監査の公平を期すために、地方自治法第199条の2の規定によりまして、監査執行上の除斥を定めております。一身上に関する事件または従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができないと規定されているところでございます。

○委員長

平成27年度中にそういった事例があったのかどうか。

○監査事務局長

27年度はございませんでした。

○川上委員

質問してきましたけれども、監査委員をサポートするのは、さっき議会事務局といいましたかね。議会事務局と言ったんだったら関係ないですね。監査事務局だと思います。それで、今言ったような代表の監査委員、それから議会選出の監査委員について、緊張関係を持って適切に法に基づいて、監査をしていかなければならないと、監査活動しなければならぬと思いますので、そのことを指摘しておきたいと思います。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、「第1款 議会費」及び「第2款 総務費」についての質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:01

再 開 11:10

委員会を再開いたします。

各委員の皆さまにお願い申し上げます。各事業に対する熱い思いを十分に理解をしているところではございますが、ご自身のご意見ですとか、ご自身の思いに関しては当委員会ではご遠慮していただいて、討論なり質問なりで、やっていただきますようによりしくお願いを申し上げます。

次に、第3款民生費及び第4款衛生費について、162ページから206ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています、162ページ、社会福祉総務費、国民健康保険事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

この質問につきましては、時間のこともありますので、特別会計であわせてさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長

次に、164ページ、社会福祉総務費、社会福祉施設管理運営費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

数字は書かれておるとおりだろうと思うのですが、庄内ハーモニー直営、それから穂波福祉総合センター指定管理、筑穂保健福祉センターについては社協ということで、市民の福祉増進にとって非常に重要な施設が、このような形で管理運営形態、あるいは責任の負い方が違うことについて、どういう判断があるのか、お尋ねをしたいと思います。

○社会・障がい者福祉課長

先ほどご質問の社会福祉施設につきましては、一方では指定管理者制度、これは国の方針のもとに各地方自治体において、この指定管理者制度を導入するというので、私どももこういった形になっておりますし、また、先ほど、27年度は直営でございました庄内ハーモニーにつきましても、28年度から、その方向に従って指定管理者制度を導入しておると、筑穂保健福祉センターにつきましては、公の施設のあり方という方針にのっとり取り組みを進めてきたところでございます。

○委員長

課長、すみません。社会福祉施設管理運営費の中に含まれている施設は何ですか、教えてもらえますか。

○社会・障がい者福祉課長

直営の庄内保健福祉総合センターハーモニー、それから穂波福祉総合センター、そして筑穂保健福祉総合センター、そしてつどいの広場いづかというふうになっております。

○川上委員

それでね、どういう判断があるのかと聞いたんですよ。国が指定管理をと言っているのが一つあって、もう一つは、市の公共施設のあり方の判断ということだと思うのだけれども、それで私は福祉系の公共施設で住民のニーズに応じた形で、あるいは地域の歴史と伝統というか、に応じた管理運営の仕方だとか、責任の負い方とかはあると思います。必ず統一しなければならないということはないと思うんだけど、住民のニーズとの関係で27年、こういう形で運営したのだけれども、住民の皆さんからはどういう声が上げられているのか、よかったとか困ったとか、そういうのを受け止めてますか。

○社会・障がい者福祉課長

各施設におきましては、指定管理者制度を導入している施設、それから直営で実施いたしました庄内ハーモニーも含めて、それぞれ利用者の皆さんのご意見などをアンケートという形で承っております。また、指定管理者制度を導入した施設については、それぞれ附属機関による審査もございます。そういった中では、総じて利用者の数がふえてきておると、いよいよ、この福祉施設に対する市民の皆さまの思いというのを受けとめているところでございます。

○委員長

次に、164ページ、社会福祉総務費、生活困窮者自立相談支援業務について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

164ページ、社会福祉総務費、生活困窮者自立相談支援業務についてです。本事業の支援に関して、専門的知識を有する職員を生活自立支援相談室に配置して取り組んでいるとされて

いますが、有資格の相談員の資格とは、どのような資格を所持しているのでしょうか。また、どのような対応をされていますか。

○社会・障がい者福祉課長

主任相談支援員であります、相談室長、これは主に精神保健福祉支援業務を担当するうえで、臨床心理士の資格を有しております。また、相談支援員は、主に就労支援業務に当たることとして、産業カウンセラーの資格を持っております。相談者本人や家族など、当事者及び周囲の状況と課題を分析し、相談者に寄り添いながら、課題を把握し、解決するために必要な支援を行ってまいりました。これまでの経過において、相談者の多くが病気、メンタルヘルスによるものであることが、その特徴として大きく挙げられます。臨床心理士の資格を持つ主任相談支援員による分析、課題の把握とともに医療機関との連携も視野に入れながら、相談支援業務を進めてまいったところでございます。

○勝田委員

本事業の円滑な実施に向けて、関係機関等との包括的な連携が求められるとのことですが、具体的に今どのような連携のもとで、各種支援を実施しているのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

まずは、社会福祉協議会、民生委員、児童委員協議会を始めましてハローワーク若者サポートステーション、70歳現役応援センター、シルバー人材センター、消費生活センター、人権啓発センター、障害者生活支援センター、障害者就労施設等々挙げるとかなりの数がございしますが、こういった地域にある支援機関というふうなものとの活用、連携というふうな体制をとっております、実際には、本事業の仕組みとか本市の取り組みなどを説明した上で、個別具体的な相談支援に関しては、それぞれの専門的な立場から複合的な課題を抱えておられる相談者の支援に連携して対応していくことで協力していただいております。また、市役所の内部では医療、子育て、教育、市民相談窓口など関係部署との情報共有、連携体制の確立が必要不可欠だというふうに認識しております、こういった会議を開催いたしましてですね、取り組みの充実強化を図ってきたところでございます。

○勝田委員

そこで、平成27年度の実績として、支援プラン策定件数が43件中支援終結件数が20件となっておりますが、支援終結に至るといふ決定評価はどのように行っているのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

支援プランにつきましては、相談者の悩みとか課題を分析し、相談者本人が解決したい課題あるいは目標を整理しまして、その目標達成に向けて、本人の行動や支援者の行動を設定しております。この支援プランの作成に当たっては、私ども市職員も参加いたしまして、毎月定例の支援調整会議を開催して、協議のうえ決定しておるということでございまして、支援決定に至るといふ評価決定も同様に、同席の上、検討協議して決定しております。具体的には生活基盤が再び壊れないほどの生活習慣などが身につく、就労を継続できる見通しができたとか、相談室の支援がなくても、他の機関の支援や関わりによって、自立を継続できる目途が立った。あるいは就労して、就職して一定の収入が得られるようになったが、勤労収入のみでは経済的な困窮が続くため生活保護なども受給しながら生計を立てられるようになったというような場合に終結に至ったというふうに評価決定をいたしておるところでございます。

○勝田委員

本制度では自立相談支援、住居確保給付金の支給という数事業のほか、任意事業として就労準備支援や、認定就労訓練、一時生活支援、家計相談支援、子どもの学習支援など、さまざまなメニューが準備されていると伺っております。本市において、どの事業も大切だと思うのですが、どの事業が特に必要となっているのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

本市では、必須事業のほかに、子どもの学習支援事業を現在行っているところでございますが、本制度は、自立相談支援事業を実施する上で、さまざまな任意事業を加えることによって、さらに効果的な事業とするように制度上、設定されております。実際には27年度から施行となったばかりでございまして、本事業の進捗を見守っているという状況でございます。

○勝田委員

この制度の必須事業となる自立相談支援事業に関する取り組みについては、一定の理解ができるのですが、今後効果的な支援を行うためには、任意事業であります家計相談支援事業などを実施しながら、総合的な支援体制を築きながら取り組んでいく必要があると思うのですが、いかがなものでしょう。

○社会・障がい者福祉課長

委員ご指摘のとおり、本制度の円滑な実施に向けては、国が指し示す制度事業の仕組みにあります。家計相談支援事業、就労支援準備事業などの組み合わせによりまして、さらに効果的な事業になるようにと取り組みを進めていく必要がございまして、現在、県内の自治体でも幾つかの例もあがってきております。本事業は、国の法制度に基づき、27年度から全国一斉に開始をいたしてございまして、現在1年半が経過した状態です。まずは必須事業の取り組みが市民の皆さんにとって有益なものとなるよう取り組みを進める中で、今後検討重ねながら、本事業を見きわめてまいりたいと考えております。

○勝田委員

より効果的な、自立相談支援業務が実施できることをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に、164ページ、社会福祉総務費、生活困窮者自立相談支援業務について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

同じく、生活困窮者自立相談支援業務について、お聞きいたします。27年度の実績におきまして、成果説明書では、緊急支援件数として61件があげられておりますが、実際どのような対応をされたのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

相談者からの申し出があったあと、生活費が足りないとか、家賃滞納などの理由により、住まいが確保できないとか、治療費がなくて、病院に行くことができないとかいう場合には、支援プランを作成する前であっても、必要に応じて住居確保給付金の支給、あるいは福岡県社会福祉協会が行っております生活福祉資金の貸し付けなどの申請につながることになります。また直接、就労のあっせんを行うといった場合など、就労支援行うこともあります。このように、地域におけるさまざまな社会支援を活用した各種支援が受けられるように、必要な調整、支援にあたった件数となっております。

○光根委員

緊急的支援件数61件、支援プラン策定件数43件、実際に、成果に実質的に結びついたものの以外の相談件数はどのようになっておりますか。

○社会・障がい者福祉課長

実際に、相談者本人が特定できる新規相談受付件数は162件でございました。そのうち、72件は情報提供などの電話相談のみで終了したもの、または相談室にいられて、情報提供や他の機関へのつなぎなどによって解決に至ったものとなっております。したがって、就労あっせんとかその後の具体的なアセスメントなど、支援、調整に至った件数は、差し引き90件で

ございまして、支援プラン策定件数43件を引きました47件は、引き続き相談の解決に向けて取り組みを進めたものとなっております。28年度に入ってから支援プラン作成に至ったり、他の関係機関につないだりして、それぞれその後の進捗が見られておるといった状況になっております。

○光根委員

最後に、27年度に始まった事業だということで、まだまだ相談件数も少ないかと思われます。現在、穂波庁舎にこの相談室があるということですが、ここに行かなければならないのでしょうか。最後にお聞きいたします。

○社会・障がい者福祉課長

厚生労働省では、自立相談支援事業の手引きというものを発出してございまして、その中で、相談事業については積極的に出向いて働きかけを行うことになっております。加えて、生活上の課題を抱えながら、自ら相談に訪れることができない個人や家族の方に対して、家庭や学校などを訪問すること、相談者が訪問しやすい場所で相談を受けることなどとなっております、実際に高齢や障がいなど、身体的な理由のために家庭訪問を行うなど、生活自立相談支援室以外でも相談を受けたり、関係機関へのつなぎなどについて、事務所などへの同行支援なども行っております。この事業を開始する前には、本庁や支所、各地区の公民館、公共施設など相談者が適切妥当と判断していただける、最寄りの場所を確保する上で、各所管課や施設管理者にも本事業の趣旨を説明して理解を求め、相談場所の確保に配慮したところでございまして。今後とも、相談者に寄り添った支援ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○委員長

次に、164ページ、社会福祉総務費、その他の社会福祉総務費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

164ページ、社会福祉総務費、その他の社会福祉総務費について、お尋ねします。最初に、民生委員、児童福祉委員の関係をお尋ねします。謝礼金の説明に関わるんですけども、定数に対する選任状況、それから、活動状況、近年の変化等について、あわせて答弁をお願いします。

○保護課長

飯塚市の民生委員、児童委員の定数が294名でございまして、昨年、欠員が9名ほどおりました、285名の委員さんで活動していただいたところです。活動状況につきましては、最近、非常に福祉問題は多様化、複雑化しておりますので、非常なご苦労をおかけしているというような形で、私たちも捉えております。また、全国的にも非常になり手不足、社会問題化しておりますが、これについての解決も早急に図る必要があるかと、そのように考えております。

○川上委員

謝礼金が、この額、1032万の支出があるわけですけども、1人あたりとなるのか、謝礼金の基礎はどうなっているのかということと、増額を検討したかと、この年にですね。お尋ねします。

○保護課長

謝礼金の金額でございまして、委員さん1人あたり月額3千円でございまして、年間にしまして3万6千円、それとは別に、各地区の協議会に対しまして、1人あたり年間5千円、そういう協議会に対しての補助金を支出しております。増額への検討でございまして、近隣自治体、いろいろどのくらいの報酬、お礼を差し上げているのかということで調査をさせていただいております。現在のところ、本市が著しく報酬が低いというような判断ができませんので、今の

ところ増額の検討については行っておりません。

○川上委員

この民生委員制度の成り立ちからして、謝礼金ということになっておると思うんですけども、もう少し、活動の状況に合わせて、増額を検討すべきだと思っています。それから、先ほど税務課の賦課徴収関係で、K F Pによる事業があることについて質問してきました。この生活困窮者自立相談支援業務委託なんですけれども、これACRというところですね。それで、実績についてお尋ねしようと思いましたが、少し説明がありましたけれども、支援終了が20件ということなんですけれども、このうち、生活保護受給ということになった方は、件数はどれくらいありますか。

○社会・障がい者福祉課長

3件でございました。

○川上委員

保護課との連携はどのようになっていますか。

○社会・障がい者福祉課長

毎月、支援調整会議ということの中で終結の判断をいたしておるわけですが、その中には、保護課の職員も入りまして、連携してやっております。決定についても、そういうふうな協議調整を行うという形で、最終的に判断をさせていただいているところでございます。

○川上委員

私は、この業務は、目的とは別に、生活保護の申請を抑制する、そういう役割を果たしていないか、果たすようになってはいかんのやないかということで、心配しています。そういうことはないですか。

○社会・障がい者福祉課長

この事業は、あくまでも相談者の意思を尊重する。そして、寄り添うというふうなことが趣旨でございますので、そういったことはございません。

○川上委員

私は、意見はあまり言わないようにしますが、保護課との連携を強めるということと同時に、生活保護の制度と、申請は自由にできるんですということをきちんと言っておかないと。つまり、かなり深刻な状態で相談に見えるわけですから、最後のセーフティーネットはここにありますから、まず安心してくださいと。自殺しようとか、人生を棒に振ろうとか考えたらだめですよということで激励して、そして、その上で自立の可能性をどこにあるのかという組み立てでいかないとね、セーフティーネットがあるということをきちっと示すことがなければ、やはりなかなか光が見えてこないから、頑張ろうという気になりにくいところがあると思うので、私は、この事業をやる場合はそういった点が大事ではないかということと、それから、ACRという民間業者にこうした事業を任せてよいのかというのは、依然としてあって、私は、本来は保護課の体制を相当程度充実することによって、この業務も福祉事務所、保護課が本来行うべきであるというふうに思っています。ぜひ検討してもらいたいと思います。

○委員長

次に、166ページ、高齢者福祉費、高齢者福祉事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

166ページ、高齢者福祉費、高齢者福祉事業費について、お尋ねをいたします。高齢者住宅改造助成金ですけども、資料をいただいておりますけれども、利用件数が非常に少ないと思われま。これはどういう理由なのか。お尋ねします。

○高齢者支援課長

こちらの制度といたしましては、工事は2通り対象となるものがありまして、1つは、要支援1、2と要介護1から5の認定を受けた高齢者がされる住宅改造の対象外となる工事、もう1つは、こちらの予防的意見時になりますけれども、要支援認定を受けていない高齢者が行う工事等になっております。25年から平成27年度については、一件のみ介護保険給付をできない工事に対する助成でございまして、ほかは全て要支援、要介護認定を受けていない高齢者の利用でございました。こちらのほうは、周知については、在介だよりという広報紙に行って広報しておりますけれども、まだまだその効果は十分ではなかったということが考えられます。今後は、医療機関等にも広く情報提供をして、制度の周知をしてまいりたいと思います。

○川上委員

基本的な周知不足であったという答弁ですけれども、高齢者にとっては、住宅改造ができるかどうかというのは、居宅内の安全の問題、それから場合によっては骨折して入院というようなことになってくると、生命にも関わることが将来的にあるかもしれないので、ぜひ頑張ってくださいと思います。それから、老人ホーム措置費について、1175万円余出ておりますけれども、これについて簡潔に説明を求めます。

○高齢者支援課長

こちらの老人ホーム措置費につきましては、おおむね65歳以上の高齢者で、環境上の理由、例えばホームレスや経済的な理由によって、居宅での養護を受けることが困難な人に対して養護し、社会的活動参加に必要な指導、訓練、その他の援助を行うといった事業になっております。

○川上委員

飯塚市が直接責任をおっていた施設についてですね、それを放棄したという経過のあることじゃないんですか。

○高齢者支援課長

以前、飯塚市のほうで運営しておりました施設のことについて思われますけれども、今は別の法人のほうで運営をされております。

○川上委員

合併直後に、愛生苑を飯塚病院グループというところに出したと思えますけれども、それによって入所されていた方あるいは入所条件にある方が、サービス受けられないとか、低下するとかいう事がないようにしていただきたいと思えます。この質問を終わります。

○委員長

次に、168ページ、高齢者福祉費、高齢者福祉施設等整備補助事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

168ページ、高齢者福祉費、高齢者福祉施設等整備補助事業費についてお尋ねします。補助金が出ております。地域医療介護総合確保事業費補助金の説明を求めます。

○介護保険課長

地域医療介護総合確保事業費補助金の内容でございしますが、これはさきの平成26年6月25日に、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律が改正されまして、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、医療介護サービスの提供体制の改革を推進していくために、各都道府県に消費税増収分を財源とした基金が造成されております。この造成された基金を活用いたしまして、今回、地域密着型、認知症対応型通所介護事業所の募集を行っており、この事業整備に要する補助金となります。

○川上委員

この補助金をもらったところはどこですか。

○介護保険課長

上三緒599番地1所在の株式会社ゆみになります。

○委員長

次に、168ページ、高齢者福祉費、地域活性化環境事業費について、梶原委員の質疑を許します。

○梶原委員

169ページの高齢者福祉費のその他の高齢者福祉費のうち、地域活性化環境事業費補助金が150万円の支出がありますが、この150万については、どのような団体に補助金を出して、その150万の補助金の使い道といますか、利用はどのようにされておられるのか、お尋ねいたします。

○高齢者支援課長

こちらの補助金につきましては、飯塚市シルバー人材センターに対して交付している補助金であります。この事業の主な内容は、本町商店街にあります、シルバーショップふれあいの運営となっております、補助の主なものは、そちらの店舗家賃相当分の補助となっております。

○梶原委員

シルバー人材センターに補助金を出しておるということですが、お金の使い道については家賃、その他ということで、人件費は含まれてないと思いますが、それではシルバーショップふれあいというのは、どのようなことをされて、また、営業日や営業時間、それから、その場所での27年度の利用状況についてお尋ねをいたします。

○高齢者支援課長

こちらは平成22年から本町商店街の空き店舗を利用して開店しております、たこ焼きや焼き芋、飲み物等を販売しております。無料で、お茶の提供もしておりますことから、商店街を利用する高齢者の休憩所としても利用されております。営業日は水曜日と日曜日以外となっております、営業時間は午前10時から午後4時までとなっております。27年度の営業日は253日ございまして、利用者は約2万4千人いらっしゃいました。1日の平均が95人となっております。利用者のうち半数の方が購入なしで、休憩されている方となっております、憩いの場としておおいに利用、活用されていると思います。

○梶原委員

利用者が、年間2万4千人ということで、1日平均100人弱ですけれども、かなりのにぎわいだと思っておりますが、補助金については完全に予算の中では店舗の借り賃とか、そういったもので推移しているわけですけれども、今後、この取り組みについては、どのような形で継続されていくのか、お尋ねいたします。

○高齢者支援課長

健幸都市を目指しております飯塚市といたしましては、働かれる方については生きがいとなって仕事を続けていっていただく、また店舗を利用していただく方については閉じこもることなく、街なかに出かけて、アーケードを歩いていただいて、お疲れになったときには、こちらのショップのほうを憩いの場として利用していただきたいと、またそのほかの多くの方に利用していただきたいと考えております。

○委員長

次に、168ページ、高齢者福祉費、その他の高齢者福祉費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

168ページ、高齢者福祉費、その他の高齢者福祉費について、お尋ねをいたします。長寿祝い金、敬老祝い品のことなのですが、資料をいただいております。63ページ。全体

として、27年度は77、88、99で、対象の方が減って100歳以上はふえているということなのですが、全体は減っています。それで、交付額のことでもあるのですが、この傾向について、どのように受けとめておられますか。

○高齢者支援課長

こちらの資料によりますと、27年度は一旦少なくなっておりますけれども、28年度は、実際には2462名の方を対象にして配付させていただいておりますので、今後ますますこちらの人数はふえていく見込みでございます。

○川上委員

ということは、27年度の落ち込みというのは、どういうことですか。何か交付事業で事故があったとかいうことはないですか。

○高齢者支援課長

こちらのほうで配付に対する何か問題があったということではなく、人口構成からいまして、こちらのほう27年度に88歳になる方、77歳になる方、皆さんそうですけれども、人数が減ったと考えております。

○川上委員

ちょっと不思議な気もします。節目支給になって長いのですが、節目支給の意義についてはどのように捉えていますか。

○高齢者支援課長

節目支給につきましては、やはり喜寿、米寿などという我が国で行われていますお祝いといった観点で配付しておりますので、その点はそのまま節目支給でと考えております。

○川上委員

節目支給のそのものの意義はいろいろあると思うんで、あれですが、11年経たないというのもどうかと思うのですよ。それで、毎年支給というのを検討してもらいたいというふうに思います。合併前の毎年支給のときの水準との関係でいうと、どのくらいの財源があるとそれができるとか、検討したことがありますか。

○高齢者支援課長

27年度に、平成18年度と同じように70歳以上の高齢者に対して支給するとすれば、2万7520人の対象者になりまして、総支給額は1億3760万円となります。

○川上委員

その額を出して検討したということですか。逆に言えば、合併の翌年からか、節目支給ということにしたのですけれども、少なくともそれだけの額は従来の制度であればもらえる高齢者の皆さんから、それを取ったということにもなろうかと思えます。その額は10億円を下らないと思うんです。ぜひ検討してもらいたいというふうに思います。要望して、質問終をわります。

○委員長

次に、170ページ、障がい者福祉費、ふれあいのある街づくり推進事業費委託料について、梶原委員の質疑を許します。

○梶原委員

民生費、社会福祉総務費、ふれあいのある街づくり推進事業委託料についてお尋ねをいたします。本事業の委託先と委託料の具体的な支出内容についてお尋ねをいたします。

○社会・障がい者福祉課長

本事業は、毎年10月の第3日曜日と定めまして実施しております、みんなの健康福祉の集いに係る事業として飯塚市社会福祉協議会に委託をしております。会場設営に係るステージメントなどの賃借料を初め、看板製作費とか、仮設電気工事費など、主に行事の開催に必要な

な経費となっております。

○梶原委員

社協に委託して、委託料については会場設営費その他ということでございますけれども、社協に委託しておるわけですが、本来、行政がやっていくべき事業だと思いますが、社協に委託をしてこの事業を進められる中で参加団体や市民の交流が図られておるのかどうか、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

毎年、健康、福祉に関心を持たれる市民の方など参加者数もふえてきておまして、平成27年度につきましては、穂波公民館、体育館の周辺を会場として10月18日に開催いたしました。障がい児や障がい者の皆さん、ボランティア団体などの皆さんによる日ごろの創作活動を作品などにまとめて展示される作品の出展者も524人と多くなりまして、更にはステージイベントでは、聴覚障害者協会の皆さんや健康体操を教師の皆さん子どもたちのダンス近畿大学や九州工業大学の学生によるさまざまな出し物など、その内容も幅広く多様な市民の交流の場となっているところでございます。

○梶原委員

この事業については、大体は各地域持ち回りでやっておられたものを28年度からは飯塚市のコスモスコモン前広場で毎年行うという事業でございますけれども、この事業で、ステージイベント等が開催されるわけですが、今年に限って、雨の関係でできなかった部分がありますので、毎年10月の第3日曜日に現地で開催されるということで、いろいろな団体の方たちも来られて、福祉のつどいが行われるわけですから、できましたら、せっかくのテント設営ですが、全天候型といいますか、ステージでイベントが開催されるような形で取り組んでいただくよう要望して、この質問を終わります。

○委員長

次に、170ページ障がい者福祉費、児童発達支援給付費について、梶原委員の質疑を許します。

○梶原委員

これにつきましては、次の質問と重複する部分がございますので、あわせて質問させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長

お願いします。

○梶原委員

では、児童発達支援給付費、それから、放課後等デイサービス給付費について、お尋ねをいたします。事業の概要と利用者の状況について、あわせてお尋ねをいたします。

○社会・障がい者福祉課長

児童発達支援給付費につきましては、就学前の障がい児を対象として日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活の対応のための訓練を行うものでございます。一方、放課後等デイサービス給付費につきましては、就学後の障がい児などを対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を提供すると。これによりまして、自立の促進、放課後等の居場所づくり、こういったものを行うものでございます。児童発達支援給付費につきましては、27年度の1年間で実数が118人、前年度と比較しまして、103人でしたので、115%の伸びとなっております。また、放課後等デイサービス給付費につきましては、27年度実績が123人ということで、26年度の利用者数、これは91人でしたけれども、135%の伸びというふうになっております。

○梶原委員

では、これについてはどちらも給付費で賄われるわけですが、増加にともなって、給付費がどんどんかさんでおる状況だと思いたしますが、給付費については、伸び率として、27年度では、今決算で出ておりましたが、前の年に比べて126%、それから、放課後の分につきましては、146%の伸びと。大きな金額がふえていってるわけですが、この給付費の費用の内訳といいますか、補助割合といいますか、それはどのようなようになっておりますか。

○社会・障がい者福祉課長

国のほうからは、障害児入所給付費等の国庫負担金というものがあまして、対象経費の4分の2でございます。また、福岡県障害児入所給付費等負担金というのがございまして、これは対象経費の4分の1ということで、それぞれの事業に対しまして、国が4分の2、県が4分の1というふうな負担がございまして。

○梶原委員

ということは、残りは市が負担するということになるんですか。4分の2、4分の1ですから、4分の3ですから、あとの4分の1はどのようになりますか。

○社会・障がい者福祉課長

地方自治体の負担となっております。そのとおりでございます。

○梶原委員

今、給付費の割合についてお答えをいただきましたけれども、今、飯塚市だけでなく、この事業、事業所もふえてですね、利用者もふえて、それぞれの自治体でも多額の負担が出ています。国が変な形で予算をけちって削らないように、ぜひ、この4分の2の確保はしていただくように、常々要望しながら、利用者の方の楽しい利用を妨げないような形の運用をしていただくようお願いして、この要望を終わります。質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 12:00

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

質疑の内容についてでございますが、午前中も事業や制度の概要など、皆さん既に御承知の内容に関する質疑応答が多く見受けられるように思います。それに多くの時間を費やすのもどうかというふうな、委員長としては思いますので、このままでは、予備日を使っても最後まで進まないということにもなりかねませんので、事業の内容の確認や概要等の質疑については割愛していただくこと、改めて委員の皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。これにつきましては、答弁をしていただく執行部の皆さんも同様に、よろしくお願い申し上げます。

それでは、168ページから170ページ、障がい者福祉費、障がい者福祉事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

168ページと170ページ、障がい者福祉費、障がい者福祉事業費について、お尋ねをいたします。重度障がい者医療費の適用状況等について、お尋ねいたします。答弁を求めます。

○医療保険課長

平成27年度の重度障がい者医療費の支給対象者でございますが、これは年間平均の数ですが、2919人となっております。

○川上委員

国や県の動向もあるんですけれども、これによって抑制を受ける形になっていないのか、その辺はどう評価されておりますか。

○医療保険課長

重度障がい者医療費の支給にあたりましては、市のホームページ、それから暮らしの便利帳、子育てガイドブック等に掲載をしておりますし、社会・障がい者福祉課での障がい者手帳交付の際に、私のほうに案内をいただいております。したがって、適正な支給を行っているというふうに考えております。

○川上委員

適正は当然でしょうけれど、国、県の動向の関係で制約受けることはないのかということを知りたいです。国、県の動向のとおり制約することも、皆さんにとっては適正ということになりかねないので、制約を受けていないかどうかについて、お尋ねをしております。

○医療保険課長

この制度におきましては、所得制限を設けております。県の制度におきましても、特別障害者手当準拠という形で制限が設けられておりますし、市の制度におきましても、同様の所得制限は設けております。それ以外の制限というものはございません。また、飯塚市では、自己負担はなしと、無料ということで、制度を実施しております。

○委員長

次に、170ページ、障がい者福祉費、障がい者自立支援費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

170ページ、障がい者福祉費、障がい者自立支援費について、お尋ねをいたします。予算書の169ページに扶助費がありますね。この不用額が1億5400万円にのぼるわけですが、市全体の不用額が36億3500万程度ですので、かなり大きい不用額が出ておるんですけれども。説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

この事業は、私ども社会・障がい者福祉課で担当している各種サービスの給付手当として支給している区分が21ございまして、あと、医療保険課所管の重度障がい者医療費と合わせて22区分ということになります。これらも扶助費の予算額に対しまして、支出済額等を見ていただきますとおわかりのように、執行率は96.05%というふうになっておるということでございます。

○川上委員

これは途中で、補正で増額補正をしたんですか。扶助費については。

○社会・障がい者福祉課長

増額補正を行っております。

○川上委員

わかりました。追加資料をいただいております。64ページなんですけれども、障がい福祉サービス利用状況の表なんですけれども、この利用者負担額が405万円余あるわけなんですけれども、これをどう見るかということなんです。この400万円余はどういう負担なのか、説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

現在の法制度、障害者自立支援法というふうな形で平成18年4月から施行となっておりますけれども、その後、19年以降の制度改正の中で、段階的に負担上限額の引き下げ、低所得世帯の利用者負担無料化など、負担の軽減につながる措置見直しが行われてきたところでございます。24年4月からは、応能負担という考え方が導入されまして、サービスに係る費用の1割負担のほうの規定額よりも定額である場合は、1割負担を適用するということが、法律上明確化されております。このように、国の法制度に従いまして、事務を進めた結果ということでございます。

○川上委員

この405万円の自己負担については、こういうことではないんですか。障がいが高く、受けるべきサービスが多いほど、自己負担は大きくなると。つまり、障がいが大きければ大きいほど、自己負担も大きくなるということではないんですか。

○社会・障がい者福祉課長

これは、あくまでも所得制限、ある一定の所得制限以上の所得がある方についての負担というふうな形でございます。

○川上委員

そのところは、国が全国からいろいろ批判も浴びて、応益については見直しの方向ではあるんでしょうけれども。この所得制限については、どのレベルの所得制限かということがかなり大きくて、私は、国の基準にも関わらず、市の独自の努力によって、この利用者の負担額を、負担を解消していくということが出来るはずだと思うんですね。ぜひ、そもそもの障がい者福祉の理念に立ち返って、国の基準等にも関わらず、利用者の負担が解消できるように、市独自でやるべきではないかと申し上げて、この質問を終わります。

○委員長

次に、172ページ、障がい者福祉費、生活支援センター等運営事業委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

172ページの障がい者福祉費、生活支援センター等運営事業委託料ですが、事業の概要は承知しております。それで省略しますが、委託先について、お答えください。

○社会・障がい者福祉課長

圏域、つまり嘉麻、桂川とこの事業は共同で実施しておりますけれども、圏域5カ所の障がい者福祉関係法人施設に業務委託を行っております。飯塚市内には、NPO法人嘉飯山ネットBASARA、それから、NPO法人いづか障害児者団体協議会、社会福祉法人和光会、NPO法人ピース、それから、嘉麻市内におきましては、社会福祉法人翼会、以上、5法人でございます。

○川上委員

委託料の設定については、どのように行われたんですか。

○社会・障がい者福祉課長

これらは法律に基づく事業でございまして、この相談支援の事業に関して、利用者割、均等割というのを、飯塚市、嘉麻市、桂川町の2市1町で勘案する中で、それぞれの負担を決めて、委託料というふうなものをお支払いしておるというふうな状況でございます。

○川上委員

今のは短すぎて、どういう勘案したかを、もうちょっとだけ説明できますか。

○社会・障がい者福祉課長

まず、先ほど申しました5カ所の相談支援センター、5カ所ございまして、それぞれに専門分野もございまして、相談支援員2人ずつというような形で、まず人件費の設定を行っております。それと、関係する諸経費、事務費等々を含めまして、金額を算定して、これは嘉麻、桂川それぞれの担当課とも打ち合わせの上、その金額については算定をしたところでございます。その上で、嘉麻、桂川と先ほど申しましたとおり、利用者割、それから均等割というふうなことで、人口等の部分も勘案したところで、金額、負担額を決めまして、それぞれに分担しておるというふうな状況でございます。

○川上委員

そうすると、単なる負担金ではないと。運営の実額があつて、その上で、ということですね。

わかりました。

○委員長

次に、172ページ、障がい者福祉費、地域活動支援センター事業委託料について。川上委員の質疑を許します。

○川上委員

172ページ、障がい者福祉費、地域活動支援センター事業委託料についてです。これについても、委託先を紹介してください。

○社会・障がい者福祉課長

NPO法人嘉飯山ネットBASARAに委託を行っております。

○川上委員

この委託料については、この程度でよいのかという気もしないでもないんですけど。これはどのように確定しているんですか。

○社会・障がい者福祉課長

これは、飯塚圏域、つまり、飯塚、嘉麻、桂川にお住まいの就労が困難な15歳以上の方を利用対象者として、市町村の必須事業として、あらかじめ法律で定められておりますものについて、日常活動の場として提供しておるものです。この維持管理につきましては、常勤職員が2名、それから、非常勤職員1名の都合3名体制というふうなことで、それぞれ社会福祉士などの専門的な資格を持って、障がい者の相談、援助業務等に当たっておるといふような状況でございます。

○川上委員

実践を通じて、事業の拡大の必要性は感じられていませんか。

○社会・障がい者福祉課長

その点については、この事業を受託しておりますNPO法人嘉飯山ネットBASARAとも現状報告をいただく中で、協議を行っておりますし、最終的には障がい者施策推進協議会という市の附属機関にもご報告する中で、状況等をご報告し、ご意見等を賜っておりますが、今のところそれに対する事柄はございません。

○委員長

次に、172ページ、障がい者福祉費、障がい福祉サービスシステム利用料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

172ページの障がい者福祉費、障がい福祉サービスシステム使用料、このシステムがよくわかりません。説明をして下さい。

○社会・障がい者福祉課長

このシステムは、障がい福祉サービス等の給付費請求業務について、国保連合会審査後の市町村審査という段階において、さらなるデータチェック体制を構築したり、効率的な審査統計作業を行うことができるように、給付費請求に対する、市町村の審査業務を補助するというような形で、実際には事務の効率化を進める機能を持っておるものでございます。

○川上委員

その使用料を、飯塚市が負担しなければならない理由はどういうことでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

国保連合会での内容チェックを行った後に、最終審査は市町村が行わなければなりません。そういった意味で、市町村が行う事務に対して、あくまでも市町村が行う事務に関して、効率性の観点から、これを導入させていただいておるといふような状況でございます。

○川上委員

実は、飯塚市のこの仕事は、サポート的な仕事ではないんですか。市が本来業務としてすることではなくて、サポートしている仕事ということじゃないんですか。であれば、飯塚市がここで77万7600円の財政を出動してということではないんじゃないかと思うんですけど。その辺はどうですか。

○社会・障がい者福祉課長

最終的な審査業務というのは、これは市町村のほうの事務でございます。したがって、あくまでも市町村の事務に関して、短期間で精度の高いデータチェックを行うことが求められておりますので、これに対してのシステムを導入させていただいたということでございます。

○川上委員

では、いつから導入していますか。使用料はどこに払っていますか。

○社会・障がい者福祉課長

平成27年度からこれは導入をいたしております。それで、これは業者に対するリース契約になるわけですが、大野城市に事務所を設置しております、株式会社ニックという会社と賃貸借契約を締結しております。

○川上委員

26年まではどこに契約していたんですか。

○社会・障がい者福祉課長

もっぱら、職員によって作業を進めておりました。

○川上委員

27年からこれを導入し始めたんですけど、職員の手を離れていくんですね。これは手を離れるのかな、使用によって、職員の負担が軽減できるという趣旨ですか。

○社会・障がい者福祉課長

そのとおりでございます。職員によるものよりも、時間等の軽減につながると。それから、統計調査等の資料、予算組みのときの目安といったものが集約して行うことができると。随時、この統計機能等は活用ができますので、毎月、職員にどうなっておるかというふうなことを尋ねますと、集約した表なども作成して出しておるといった状況でございます。

○川上委員

職員の負担を軽減するというのは賛成ですけども、負担を軽減した分だけ別の仕事をするということでしょうから、全体としては職員の負担軽減になっているかどうか、よくわかりません。このシステムの使用については、また別の機会に勉強させてください。ちょっと気になりますので。質問を終わります。

○委員長

次に、172ページ、障がい者福祉費、障がい者福祉施設管理費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

172ページ、障がい者福祉費、障がい者福祉施設管理費について、お尋ねします。これはサン・アビリティーズの指定管理委託料等なんですけれども、端的に聞きますけれども、この間の指定管理によって、利用当事者にどのように喜ばれているか、また、不具合はないのか。事業評価について、どう考えておるか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

サン・アビリティーズにつきましては、現在指定管理を行いまして、3期目、5年、5年というふうな形で10年が過ぎまして、ことしからまたさらに5年間という形で指定管理をお願いしております。指定管理先といいますのは、市内の特定非営利活動法人いづか障害児者団体協議会という形で、市内の障がい者関係団体の皆さんで構成するNP

○なんです。私ども、それまでは直営で行っておりましたけれども、やはり一番障がいのある方々のご意見等がうかがえる、寄り添った施設運営ができるというようなことで、取り組みを進めてまいりました。当然、指定管理をしていても、それに関係する運営委員会ということで、これは私も参加させていただいておりますけど、事業者の皆さんとか、それから、今委託をしているNPOも含めて、毎年、そういうふうな運営で、どういうふうにこれが利活用できているかという、評価といいますか、そういったものもやっております。そして、そこで改善すべき点があれば、今のところ大きな改善点はございませんけれど、細やかな利活用の方法についての改善なども、この場で明らかにして、その後の運営に生かしてもらっておるというふうな状況でございます。

○川上委員

この点については、直営において、そういう利用当事者の皆さんの自主的な運用とか、工夫改善というののできないのかというふうにも思うんですけども。現状は、特別な問題は生じていないという答弁ですね。それを確認しておきます。質問を終わります。

○委員長

次に、174ページ、臨時福祉給付金給付費、臨時福祉給付金給付事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

174ページ、臨時福祉給付金給付費、臨時福祉給付金給付事業費に関連して、お尋ねをします。事業総額3億1600万円余なんですけれども、実際には、何人の方々にいくら渡すことができたのか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

臨時福祉給付金につきましては、支給対象者が3万1939人で行ってまいりました。そのうち、支給決定者という形で最終的な数字が、3万44人で行ってまいります。支給率は94.07%となっております。支給決定額につきましては、1億8026万4千円というところでございまして。

○川上委員

事業費で来たのが、3億1600万円でしょう。実際に渡すことができたのが1億8千万円ということなんです。この差額は何に使われていくんですか。

○子育て支援課長

子育て世帯臨時特例給付金というのが、27年にありました。児童1人につき3千円を支給しております。児童手当対象児童数が1万7096人に対しまして、申請児童数が1万7009人、決定者数が1万6556人となっております。支給決定額は4966万8千円でありまして。申請率99.49%となっております。

○社会・障がい者福祉課長

その上で、返還金が、結局使わなかったお金という形ですけども、これが4千万程度ございます。

○川上委員

2つの問題意識を持つんですけども、これを国が決めてやるんだけれども、やってどうかと。やって、市としての実感はどうなのか、それから、もう1つは、生活保護所帯に対しては、この給付金は、子育ても含めて、どうだったのかについて、あわせて2つお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

平成27年度の臨時福祉給付金につきましては、27年4月13日付の厚生労働省社会・援護局長の通知によりまして、当時、27年4月9日の予算が成立したことに伴い、これを支給するというところで、県を通じて市町村に通知がございました。その旨ご配慮いただきたいというふうな通知文書になっておりまして、私どもとしては、この国が定めるこういったものに、

まずは適正な事務処理ができるようにということで、事業を進めてまいったところでございます。

○保護課長

保護世帯に対する臨時福祉給付金の効果でございますけれども、臨時福祉給付金につきましては、保護世帯について収入認定しますので、保護世帯についての、収入増ということはありません。子育て世帯につきましては、収入認定をいたしませんので、やはり、その分で手厚く子どもさんの手当ができたのではないかとというふうに考えております。

○川上委員

この事業を行って、どういうふう to 受けとめているかと聞いたのに対して答弁がないんですよ。国がいったことだから、適正にやりましたという答弁なのだけど、付け加えることはないですか。

○社会・障がい者福祉課長

特にございません。

○川上委員

質問を終わります。

○委員長

次に、176ページ、児童福祉総務費、乳児家庭全戸訪問事業費について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

176ページ、児童福祉総務費、乳児家庭全戸訪問事業についてです。平成27年度の出生件数が1165件に対して、訪問対象件数が932件となっております。その差233件については、どのような理解あるいは解釈をすればいいのでしょうか。

○子育て支援課長

この差の233件の数字ですけれども、乳児の訪問は、低体重児や新生児訪問については保健センターの保健師が訪問しております。また特定妊婦、18歳未満ですけれども、の取り組みは、妊娠時から保健師と家庭児童相談員が訪問しておりますので、乳児全戸訪問事業での訪問は行っておりません。233件は、その特定妊婦そして新生児訪問等の数であります。233件以外、932件につきましては、27年度100%の訪問率となっております。

○勝田委員

そこで、訪問する際に何人に対応されているのでしょうか。

○子育て支援課長

看護師資格を有します訪問員2名が、それぞれ乳児家庭に1人で訪問しております。

○勝田委員

そこで、平成24年度から、訪問員が3名から2名に削減されているようなのですが、その理由は、どういったところにあるのでしょうか。

○子育て支援課長

この事業は24年度より実施いたしました。年度当初でありましたので、初めの事業ですので、3名の訪問員により全戸訪問事業を実施いたしました。24年度から事業にもなりましたので、2名での訪問数となり、現在に至っております。

○勝田委員

そこで、全戸訪問ということで、訪問拒否にあった家庭についてなのですが、これは近所からの情報を含めて限りなくゼロにしていく努力を継続していくと書いてあったのですが、訪問拒否の理由は多種多様でかつ複雑であるかと思えます。しかし、訪問できないことで乳児が虐待を受けてるといった可能性等も考えられます。今後、ケース会議での情報共有も大切だとは

思います。訪問する際のメンバーや出産祝い品においても、今後工夫改善を行い、推進していくといったことも考えるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○子育て支援課長

訪問の案内とアンケートを送付し、その後に連絡を取って訪問日を決めるのですが、訪問の拒否というのがあります。その時は、昼間に突撃訪問を行ったりしております。それでもどうしてもできない場合は、夜間に男性職員と2人で訪問を行っております。それでも会えない場合は、4カ月健診、乳児健診で出向いて、お母さんと子どもさんの確認を行っております。1人で行っているのですが、2人、複数以上の訪問員や男性職員が行きましたら、お母さん、ママが、とても不安がられます。それで、訪問員1人での訪問のほうが、不安や警戒なくスムーズに終了できていると感じております。

○委員長

次に、176ページ、児童福祉総務費、乳児家庭全戸訪問事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

勝田委員が質問されたわけですので、短く。932件訪問ということなんですけど、100%訪問ということなんですけども、この中で行政のサポートが必要と判断して対応したケースがどのくらいありますか。

○子育て支援課長

乳児家庭全戸訪問事業932件行きて、そのうち養育支援訪問という事業に移行しましたのが14件あります。やはりお母さんの、ママのですね、産後鬱とか、すごくいらいらしてるとか、そういうのを見て、保健師そして家庭児童相談員による支援を行っております。

○川上委員

暮らしの関係で生活保護課と協議した件数は、わかりますか。

○子育て支援課長

生活保護課と協議した件数は、すみませんがありません。

○川上委員

それは、そのようにこの事業がなっていないのか、それとも必要を認めていないのか、どちらでしょうか。

○子育て支援課長

家庭児童相談員というのがありますけども、保護課の生活相談員さんたちと連携をとってやっておりますので、必要があれば、保護課の職員の方との連携は必ずとれますので、去年は必要がなかったと思っております。

○委員長

次に、176ページ、児童福祉総務費、子ども医療費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

176ページ、児童福祉総務費、子ども医療費についてお尋ねします。この間、齊藤施政の下で子ども医療費助成制度の対象が広がっておるわけですが、それによる、効果がどうかお訪ねしたいと思います。

○医療保険課長

近年では、昨年1月から入院の助成対象者を中学校3年生まで拡大をいたしております。ことしの10月からもさらに対象拡大等をいたしておりますが、この助成制度によりまして、子育て支援家庭の経済的負担の軽減といったことでは、一定の効果を上げているものと考えております。

○川上委員

もちろん経済的なことがあるんだけど、それによって子どもの病気の早期発見とかね、それから重症化を防いでいくだとかいう答弁が欲しかったわけです。それに結びついているのかどうかという点ではどうですか。

○医療保険課長

そのあたりのところにつきましては、詳細には把握をいたしておりませんが、対象と助成事業を拡大することによりまして、医療が受けやすい環境になっているとは考えております。

○川上委員

そこは、これだけの予算を出動してやっている事業ですから、そこに結びついているかどうかというのを考える必要があると思うのですよ。だから受診を促進するということができるかどうか。一方ですね、これまた齊藤市政の下で、従来無料だった往診とか、初診料だとか、そういうものが有料化になりました。齊藤市政の下では、対象枠を拡大する受診促進を図る一方で、今までなかった自己負担を導入することによって、事実上、受診抑制、どのくらいの力かというのがあると思うけど。相矛盾する政策を打ち出してしまったんですよ。それで、この自己負担については、総額でどのくらいだと判断しますか。

○医療保険課長

申しわけありません。今のところ手元に数字を持ち合わせておりませんので、よろしく願いします。

○川上委員

この矛盾を解決するには、受診促進と受診抑制の、この矛盾を解決し、そして子どもの命と健康を守っていくという市の本来の仕事の方向で解消してくためには、この受診抑制の要素を取り除く必要がある。もともとなかったわけですから。これが今我々の飯塚市の課題となっているということは指摘をしたいと思います。それから、国が補助金を、このことについてカットしてることについては特別会計の項で、お尋ねしたいと思います。質問を終わります。

○委員長

次に、178ページ、児童措置費、病児・病後児保育事業委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

178ページ、児童措置費、病児・病後児保育事業委託料について、お尋ねをいたします。もりたクリニックと宮嶋医院でお願いをしておるとのことなんですけれども、端的には、事業の拡大が必要ではないかということが、この間の事業実施によって出てきていないかということをお尋ねしたいと思います。

○子育て支援課長

現在の利用数から見ましたら、303人の利用数なんですけども、2カ所で利用数の見込みは充足していると思います。ただ利用者の利便性から考えましたら、流行性疾患や感染症などの対応のためには、さらに1カ所程度増設することが必要であるかなと思っています。さらに安心して利用しやすい仕組みを取って、そして安心して就労できる環境づくりに努めたいと考えております。子ども・子育て支援事業計画でも書いてありますけども、1カ所を増設したいということを書いてありますが、2カ所に働きかけましたが、1カ所の病院は要件に合いませんでした。もう1カ所の病院にも増設のほうを働きかけようと思っています。

○川上委員

定員枠というか、そのキャパシティの数字で、充足しているというふうなことではなくて、今答弁ありましたように、病気あるいは病後児の子どもを連れてということも考慮すれば、保育所よりもっと本来は近くて行きやすいところ、子どもの負担が少ないところに行けるほうがよいわけで、そうした観点からも考える必要があるというのが、この間の経験ではないかと

思います。それから自己負担の問題なんですけれども、今2千円ということなのですが、これについては、さらに引き下げる必要があるのではないかと思いますので、これは要望しておきたいと思います。質問を終わります。

○委員長

次に、178ページ、母子父子福祉費、ひとり親家庭等医療費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

178ページ、母子父子福祉費、ひとり親家庭等医療費についてなんですけれども、事業の内容はいいですけれども、資格制限について、どのようになっているか、お尋ねをしたいと思います。

○医療保険課長

まず、この制度の対象でございますが、母子家庭、それから、父子家庭、養育者家庭と、その家庭の子ども、小学校1年生から18歳到達の年度末までの児童が対象でございます。この支給にありましては、所得制限としまして、児童扶養手当準拠と。県の制度に合わせまして児童手当準拠といたしております。

○川上委員

児童手当準拠というのは、どういう考え方でそれになっているのでしょうか。

○医療保険課長

これは、おそらくひとり親家庭にある子ども、それから、そういった家庭に対する助成制度であるところから、児童扶養手当に準拠した制限を設けているものと考えられます。

○川上委員

その所得制限によって、困っている、相談があったけれども無理というような結果になった相談が、そちらのほうで把握できますか。

○医療保険課長

それは、所得制限にかかって、停止なり受けているということによろしいですか。平成27年度でございますが、所得制限により不支給となった世帯につきましては、35世帯でございます。全体で1613世帯のうち、35世帯が所得制限により支給停止となっております。

○川上委員

35世帯ということなんですけれども、私は、就学援助と同じで、例えば、就学援助は生活保護の1.5倍ですよというふうに教育委員会は言っているんですけども、他市よりも対象枠が広いですよという言い方をしています。しかし、就学援助は元々、就学困難世帯ということになっているわけです。筋はですね。だから、生活保護の1.5倍とかいう制限をつくるほうがおかしいんですよ。だから、これは飯塚市が、全国あるいは国がいろいろ言ってるのもありますけれども、その1.5倍というのをつくらざるを得ないようになっているんですけど。それとは違う趣旨だけれども、現実に暮らしが困っていて、子どもが病院になかなか行きにくいなというところは、きちんと支えていくという発想が大事じゃないかと思うんですよ。だから、ちょっと変な話ですけれども、書類上、所得制限を超えていても、諸事情によって、実際にその家庭で子どものために使えるお金が、それを大幅に下回っていくということはあるじゃないですか。そうしたことは考慮されていかなければなりませんけれども、そもそも、その準拠というのを、考えを改めるということが大事だろうと思います。ぜひ検討を要望したいと思います。質問を終わります。

○委員長

次に、178ページ、母子父子福祉費、母子生活支援施設措置費について、梶原委員の質疑を許します。

○梶原委員

母子父子福祉費、母子生活支援施設措置費について、お尋ねをいたします。現在、児童虐待で死亡する事件が急増しておりますが、警視庁のまとめでは、相談件数も上半期で4割増の2.4万人、その半数は、面前DVという報告がっております。飯塚市では、一時保護された母子の措置費として495万3645円の決算額となっておりますけれども、措置費の現状はどのようにしておられるのか、お尋ねいたします。

○子育て支援課長

母子生活支援施設措置事業は、18歳未満の子どもを有する、養育している母子家庭等のお母さんが、生活上のいろいろな問題のために子どもの養育が十分でない場合に、子どもと一緒に入所できる施設です。例えば、DV被害者の母子を保護し、元家庭にわからないように、安全な場所での生活が保障される母子生活支援施設への措置を行っております。平成27年度は、1組の母子を施設へ措置を行っております。母子生活支援施設では、指導員が生活、教育、就職などについて支援し、自立に向けて、生活の立て直しなどを行っております。

○梶原委員

1家族の措置員の費用として、大体500万円の措置がなされておるわけですが、期間については、1年間の措置ということで理解してよろしいですか。

○子育て支援課長

はい、1年間でございます。

○梶原委員

そうすると、1家族の500万、2家族ですと倍という形になるのかどうかわかりませんが、3家族、4家族になると、やはりこれは市の財源の措置だと思いますので、その分については、やはり未然防止につながるような措置を今後とっていただいで、できるだけこういう措置をしなくていいようなまちづくりを進めていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。終わります。

○委員長

次に、180ページ、保育所費、子育て支援センター費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

180ページ、保育所費、子育て支援センター関連について、お尋ねをいたします。決算書の183ページに、子育て支援センター運営委託料が2240万円出ているんですけども、この委託先をお尋ねします。

○子育て支援課長

子育て支援センターは、飯塚市には5センターあります。その中で街なか広場は直営です。ほかに、飯塚子育て支援センターは、NPO法人つどいの広場いづかに、そして庄内子育て支援センターは、筑豊子育てネットワーク「かてて!」、颯田子育て支援センターは、かいた子育てサポートジャム、筑穂子育てセンターは、あすかほいくえんに委託をしております。

○川上委員

それで、この決算年度途中で、この委託単価を調整しようとしたことがあるんですか。

○子育て支援課長

委託単価を変えることはありません。

○川上委員

この5センターを運営した後に、5つセンターはいらないと。5つもセンターはいらないと。4つでよいという判断をすることが、この運営を通じて、何か起こったんですか。

○子育て支援課長

27年度当初は、そういう、5センターを4センターにするということは、考えておりませんでした。

○川上委員

ですから、この5センターを、運営を通じて、4センターにしなければならないと、あるいは、しようという決意を固めるに至ることが何かあったかということなんです。

○子育て支援課長

子育てプラザが建築されていまして、1.5倍の広さで子育てプラザを建設されております。それで、1キロメートル以内にある、飯塚子育て支援センターを統合させるというところの話はあがってきております。

○川上委員

そうすると、子どもの幸せ、母子の幸せの観点から4つにしようと思ったのではなくて、1.5倍だとか、1キロメートル以内だとかいうところにそういう施設ができたので、そのために、4つにするということになったということですか。

○委員長

川上委員、すみません。決算からちょっと離れてきていると思うので、また、その件については、現年度のほうでやっていただいていた方がいいですか。

暫時休憩します。

休 憩 13:55

再 開 13:55

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

27年度の決算特別委員会ですので、答弁を控えさせていただきます。

○川上委員

それで、27年度、子ども、母子の幸せのためにこの事業をやったわけでしょう。この事業を通じて、5つじゃなくて、4つにしたほうが、もっと母子の幸せにつながるだろうという判断をしたのかというようなことを聞いたわけですよ。これが28年度の話だから、答弁できないというのは納得ができません。これは保留しておきます。質問終わります。

○委員長

次に、182ページ、保育所費、子育てプラザ整備事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

182ページの保育所費、子育てプラザ整備事業費です。これは、子育て支援センターは事業としてはどういう関わりになりますか。

○子育て支援課長

街なか子育てひろばというふうになりますが、子育て支援センターの拠点としての位置づけで運営しております。

○委員長

次に、182ページ、青少年対策費、児童クラブ事業費について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

182ページ、青少年対策費、児童クラブ事業費についてです。放課後児童クラブの活動拠点施設として、児童センターを主たる活動の場として使用している所と、学校の空き教室を主たる活動の場として使用している所があると思うんですが、その比率としてはどうなっているでしょうか。

○子育て支援課長

児童クラブ事業は21の小学校で実施しておりますけども、その中で、児童センター、児童館を拠点に実施している児童クラブは20児童クラブで、1児童クラブは学校の和室を借用しております。しかし、児童センター、児童館では、1837人の児童数を受け入れることができませんので、47児童クラブ教室に対して、学校の余裕教室、18教室をお借りして実施しております。小中一貫校併設の、新児童センター、児童館については、児童クラブの入所児童が過ごせる面積を学校教室ではなく、児童館に確保して、実施していきます。

○勝田委員

基本的に、児童クラブ支援員1人に対して、何人の子どもたちを受け持つことになっているでしょうか。

○子育て支援課長

児童福祉法の一部改正によりまして、飯塚市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定めました。おおむね40人以下に2人以上の支援員を配置するということになっております。

○勝田委員

つまり、1人の支援員で20人以下の子どもを受け持つということでもいいですね。提出資料71ページの児童クラブ利用状況の児童数を見ますと、平成25年、26年度は障がいを抱えている子どもさんの数にあまり変化はないんですが、平成27年度は23名も増加し、非常に対応に苦慮されていることかと思えます。この増加現象は、今後も増加し続けると思うわけですね。そこで、一般的に各小学校の学校現場における特別支援学級においては、障がい児8名に対し1学級が設置され、担任1名が配置されるという定数措置の実態があるわけですね。実際、児童クラブの運営において、障がいを抱えている児童何名で1人の支援員定数配置となっているでしょうか。

○子育て支援課長

障がい児の加配支援員数につきましては、支援員が児童の特性を見ながら、臨床心理士の協力のもとで作成した児童クラブ独自のチェック表と言いますか、こういうところに特性があるということをチェックする表があるんですが、それによりまして、児童3人に当たり1人の支援員があったり、児童2人に当たり1人の支援員があるというふうなことで、加配を入れております。特性の強さで、それぞれの加配数となっております。

○委員長

今の答弁は185ページの児童センター運営委託料にかかわる答弁ととっていいですかね。

○勝田委員

障がいを抱えている子どもだけでなく、現在は、発達障がいを抱えている子どもたちの増加で、児童クラブとしても対応や指導で大変であるということが推測されるわけですが、そういった発達障がいを抱える子どもたちに対しても、同様の予算措置を講じ、定数配置が必要と思うのですが、それに対してはどうでしょうか。

○子育て支援課長

身体障がい者の障がい児のみならず、特性のある児童についても、加配支援を配置しております。また、夏休み等も300人を超える児童が入ってきますので、加配、夏休みだけの支援員も予算計上しておりますので、来年度以降もそういう予算計上はあるかとは思いますが。

○勝田委員

障がいを抱える子どもたちが、地域社会の中で、積極的に活動し、その一員として豊かに生きる上で障がいのない子どもたちとの交流、つまり、児童クラブ等において共同学習や体験を通して、相互理解を図りながら成長していくということはとても大切なことと思うわけですね。

また、夏季休業期間中には、入所児童が市内で300人強も増加し、支援員の確保等にも苦勞されているようです。今後、支援員等の確保においては、高校生や大学生等をフル活用し、ぜひ、この児童クラブ事業の充実を図っていただくことをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に、184ページ、青少年対策費、子育て支援事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

184ページ、青少年対策費、子育て支援事業についてお尋ねをします。ファミサポの決算がでておりますけれども、これの予算との比較は、どうなってますでしょうか。

○子育て支援課長

委託料と申しますけれども、471万円委託料そのまま決算を迎えております。

○川上委員

産前・産後生活支援事業委託、委託先をお尋ねします。

○子育て支援課長

産前・産後生活支援事業は、シルバー人材センターに委託をしております。

○川上委員

それから、あわせてお尋ねしますが、子育て応援券支払交付金それから、子育て応援券受付等業務委託についてあわせて、内容の説明をお尋ねします。

○子育て支援課長

子育て応援券は、18歳未満の子どもを3人以上養育している多子世帯への子育て応援券の商品券を交付いたしました。内容は、1世帯当たり1万2千円で、1982世帯に交付しております。商工会議所が発行する、いいまちプレミアム商品券と同じような、同じ参加登録店で利用できるようになっております。そのほかに市が実施しております子育てサービス事業、保育料、こども園の料金、そして一時預かりや児童クラブ事業の利用料金などにも利用ができるようにいたしました。

○委員長

次に、184ページ、青少年対策費、少年相談センター費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

184ページ、青少年対策費、少年相談センター費についてお尋ねをいたします。以前、嘉飯山地域広域化を図るということがありました。それはなくなったようですけれども、活動状況、特に事故、事件の発生状況をお尋ねしたいと思います。

○子育て支援課長

少年相談センターは嘱託職員が5名配置しております。そして、定期補導、不定期補導を行っております。不審者情報というのが毎日年間50件ぐらい来ておるんですけども、その不審者情報がきましたら、不定期にそこ周辺を1週間ぐらい、10日ぐらい、補導というかパトロール、見守りを行っております。

○委員長

次に、184ページ、青少年対策費、各所児童館建設・整備事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

184ページ、青少年対策費、各所児童館建設・整備事業費について、平成27年度は児童館の建設等が相次いだ年でした。それで、総事業費、児童館に関しては幾らになりますか。

○子育て支援課長

幸袋地区児童館建設事業費が5800万円ほど、そして鎮西地区児童館が2500万、穂波東地区建設が4450万、そして若菜地区が1600万ほど、そして立岩児童センターが900万の事業費となっております。

○川上委員

それはわかるんですけど、それほど大きな仕事をこの年に一気にやったわけです。小中一貫の関係がある。それで大丈夫かということなんですけども、規模について、どのように試算したんでしょうか。出したんでしょうか。児童館の規模、大きさ、何に基づいてやったんですか。

○子育て支援課長

児童1人当たり1.65平方メートルというのが面積基準がありますので、その児童館で過ごす児童数、これから先もこのくらいになるだろうという見越したところの児童数もありますし、今まで過ぎてきた人数を見て、それで集会室の面積を決めております。そのほかに遊戯室というのがありまして、そこは大体150平方メートルをつけておりますので、その面積、また人数に合わせたトイレ、倉庫、手を洗う所などを入れまして、面積を出しております。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:11

再 開 14:11

委員会を再開いたします。

○川上委員

それで、設計委託するときには知恵を出すんですけど、その時の皆さんの発想なんですよね。今でも100人以上、先ほど勝田委員が児童クラブについては指摘したところがあるんですけど、100名を超えるところが5つあって大丈夫かというような状況あるんですよ。クラス分けするから大丈夫ですというようなことかもしれないけど、大きいこと自身が問題というのもあるわけですね。それで、その辺の考慮は、大きくなることによる弊害ということについては、何か検討して設計出したのかどうか。お尋ねします。

○子育て支援課長

設計はしていませんけども、出会い頭の衝突や机の角、それからドアを開け閉めするときに、パンと閉めないように、ちょっとクッションを軟らかめののに端をすとか、そういうのを、また部屋と部屋、廊下と部屋との間の境目の凹凸をなくすとかは考えてやっております。

○川上委員

それを今から聞こうかと思ったんですけどね。大きくなることによって、避けがたい危険性、それを予測して、対応策を打つという仕事の仕方を飯塚市がしたんだろうかという心配をしているわけです。だから、大規模化して、何の心配もありませんといえば、どんな危険が生じても想定外というふうになるわけです。大規模化すれば、どういう支障が生じるかをイメージすれば、それへの対応が可能になってくるわけですね。それで、それ大規模化の問題だけど、それから、それとのかかわりもあるんですけど、今の問題です。個別の安全対策をどう考えるかということなんです。質問を終わります。

○委員長

次に、186ページ、生活保護総務費、職員給与費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

186ページ、生活保護総務費、職員給与費について、生活保護課、福祉事務所の体制について、とりわけケースワーカーの体制について、資料を出していただいています。追加資料の72ページですね、これは、従前から、正職員の人数がどのように変わっているのか、また、

そのようにした理由について、お尋ねをしたいと思います。

○保護課長

平成27年のケースワーカーの人数でございます。人数が58名おりました。その中で正規職員が40名、非常勤嘱託または再任用が18名ということで、58名体制の勤務をしておりました。この18名の非常勤の嘱託または再任用は、どうしても日数が少ない関係上、その職員にはケース数を少なめに配分することになります。それによりまして正職に対して非常にしわ寄せがきておった状況でございますけども、そのケースワーカー数を何とか法定定数に近づけるように今年度につきましては、正規職員を48名まで増員しまして、任期付職員というのを10名採用しました。それプラス臨時職員1名、59名の体制になりましたんで、非常にきめ細かやかなケースワークができるような体制になったかと考えております。

○川上委員

資料を見ますと、20年度末の段階で担当世帯の最大数が113ということなんですけど、担当世帯が113というのは、仕事の仕方としてはどういった感じになるのでしょうか。ちょっと長くなると、申しわけないですけど、簡潔に。

○保護課長

この平成27年度の113というのは、ケースワーカーが颯田地区のケースワーカーでしたが、途中で、県営住宅ができて、一気にそこに保護者が集中したということで、いきなりこういうふうな増加の仕方をしております。ですから、そういうことのないようにですね、また今年度なりまして、数の多いケースワーカーにつきましては、業務内容を楽にするというような、軽くする施設であったりとか、高齢者が多いとか、問題ケースが少ないというような形の振り分けをしておりますんで、そこら辺の持ちケースの多いケースワーカーにつきましては、一応配慮を行っておるところでございます。

○川上委員

現在7係までであると思っておりますけども、係長でケースワーカーの経験のなかった方、26年から27年にかけてどういう変化があるのか、お尋ねしたいと思います。

○保護課長

スーパーバイザー、いわゆる係長のスーパーバイザーのことですが、ケースワーカーの経験のない者が2名おりました。生活保護制度の基本につきましては、これは他法優先でございますので、この理念を全うするためには、非常に勉強と言いますか、社会的資源や他法、他施策、これについて深い知識が必要になってまいります。このため、保護課では日ごろから、非常に職員研修、これについて重要視をしております。日々、新規申請が来ますので、そのケースのケーススタディーとしたり、法律の改正があれば課の中ですぐに研修を行う。また、市役所の中の他の制度についても、他課から研修講師というような形で来ていただいて、研修を受けさせるというふうなことを徹底しておりますので、そういう経験のないスーパーバイザーについては、早目にそういう経験と言いますか、知識だけでも積ませるような形で努力をしておるところでございます。

○川上委員

生活保護の係長だから生活保護のほうだけ詳しくればよいということではなくて、他法優先だから、ほかの分野についてもしっかり勉強していただきたいという発想で取り組んだというのは、よくわかりました。そこで、今、国が、あるいは県が、生活保護法上、妥当かと思うようなことを福祉事務所に指導してきてる面があるのではないかと心配しています。例えば、資産調査同意書というのを一律に保護を受けてる世帯に配って、驚かせるとか、こういうことが今というか、その年もあったと思っておりますけれども、これはどうしてそういうことが起こっているんですか。それによって、ケースワーカーが大変苦しんでると思えます。この辺の事情につ

いて聞かせてください。

○保護課長

資産調査の件でございますが、これは保護法の改正によりまして、年に1度資産調査をとるように国で決められたものでございます。それで、この資産調査につきましては、資産調査をお願いしたときに、それを出さないとおっしゃられる方は多数いらっしゃいます。この点については、私たちも県の監査保護課のほうと連携をとりまして、こういうものに対しては、私たちのほうは、この行為を行使しないと否定されれば、それでやめておくというような形の取り決めを監査保護課のほうとは行っております。ですから、決して強制的な資産調査の徴収は現在行っていないというのが実情でございます。

○川上委員

従来の生活保護の保護行政のもとで、必要でなかったことで、強制しないというものを一律に文書配付しているということによって、ケースワーカーが職務として、保護を受けてる所帯と信頼関係をつくる必要があるんだけど、そういう県などの行為によって、あるいはケースワーカーに対する強制によって一所懸命つくっている信頼関係が崩れてしまいかねないというふうにも思うわけですよ。その辺についてはどのようにお考えですか。

○保護課長

確かにケースワークというのは保護者との信頼関係が非常に大事だということは十分認識しております。それで今も言いましたように、資産報告書につきましては、保護者の方がお出しにならないということであれば、現在のところ認めていると、それ以上無理強いをして、徴収してくることはないようにというような形での話は進めておるところでございます。

○川上委員

国、県などが、市のケースワーカーに、それを強制してくるということから、市が職員を守るというスタンスもいるのではないかと思いますので、それは、お願いしておきたいと思えます。この質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:23

再 開 14:35

委員会を再開いたします。次に、188ページ、扶助費、生活保護事業となっておりますが、これは扶助費についてでよろしいでしょうか、光根委員。質疑を許します。

○光根委員

扶助費についてお伺いいたします。生活保護受給世帯数、受給者数、保護率、この近年どのように推移していますか。

○保護課長

生活保護の推移ということでございますが、平成27年度は保護受給世帯数4518世帯、受給者数6393人、保護率49.3パーミルとなっており、平成25年度からこの3年間で受給世帯で128世帯受給者人数で389人、保護率、2.6パーミルの減少となっております。高止まりの傾向にはございますが、近年微減傾向で推移しております。

○光根委員

保護率が微減ということですが、その要因はどうお考えになっておりますか。

○保護課長

保護率につきましては、平成23年から24年をピークに年々微減で推移しておるところでございます。この要因につきましては、年間で生活保護廃止件数が開始件数を上回ったということでございますが、この開始件数が減少した理由は、その他世帯、いわゆる稼働能力を有す

るもののいる世帯でございますが、これからの申請が平成23年度の210件から平成27年度では65件と約145件も減少しております。これが保護率低下の大きな要因と捉えており、若干ではありますが、景気の回復による社会経済状況等の好転等が関連していると分析しております。しかしながら、高齢者世帯の保護開始につきましては、無年金、年金額の不足等の理由で微増傾向で推移しており、全体の比率においても、高齢者世帯が約半数を占めるまでに増加しております。これにつきましては、飯塚市のみならず、全国的な傾向であると認識しております。

○光根委員

平成27年度の方で保護廃止が359件となっておりますが、その廃止の理由はどのような傾向が見られますか。

○保護課長

廃止の理由でございますが、世帯累計別で見ますと、平成27年度でも高齢者世帯の死亡廃止、これが26.7%を占めております。次いで、その他世帯の就労収入の増加や就労開始見込みによる保護辞退、これが合わせて17%となっております。全体で見ましても、死亡廃止が32.3%と非常に多く、保護辞退、財産の発見、逮捕拘留等のその他の利用の廃止が25.3%、転出が11.4%と続いており、この3つの理由で約7割を占めております。高齢者の死亡が多いということで、非常に超高齢社会の一端が垣間見えるような気がするところがございます。

○光根委員

保護課として、保護受給者の自立支援はどのように取り組んでおりますか。

○保護課長

基本的には国が示す自立支援に係るプログラム等を活用して保護受給者の自立助長に取り組んでおります。本市としましては、特に就労支援事業を積極的に取り組んでおり、この事業は、福祉事務所に、専門の就労支援員3名を配置し、ケースワーカーと連携のもと、保護受給者の自立に向けて就労相談、指導及び新規相談者に対する就労相談等を行うものでございます。加えて、本市では所内にハローワークの常設窓口も設置しておりますので、求職活動等、職業検索をワンストップで行うことができるというメリットを生かして、スピーディーな対応が図られているものと考えております。平成27年度におきましては、支援対象者が367名就職が決定したものの87名、そのうち直接効果、間接効果を含めまして、保護廃止になったものが40名の効果を生んでおります、これもケースワーカー就労支援員の積極的支援の効果であると考えております。

○光根委員

最後になりますけれども、昨年末、生活保護ホットラインが開設にされておりますが、これの情報提供と、また、その効果をどう見ておられますか。

○保護課長

この生活保護情報ホットラインが開設されまして、今月末でちょうど1年を迎えます。これまでにホットラインに寄せられた情報は、9月末までに81件ございました。この81件のうち、生活困窮に関する情報、いわゆるSOSやご近所からの生活困窮についての通報が18件、そのうち5件が、その後の福祉部所からの働きかけによって生活保護の開始に至っております。また、残りの情報につきましては、生活保護の適正化、いわゆる生活指導に関する情報や法律や制度に関する問い合わせでございました。これら生活保護適正化の情報につきましては、通報があり次第、逐次迅速に事実確認を行い、事実であれば、その指導を徹底してるところでもございます。開設から1年を経過しようとしておりますが、このホットラインの一義的な目的でもあります漏給防止に関しまして、5件の生活保護開始という成果が見られていることから、

この生活保護情報ホットラインの開設は非常に有益であったと考えております。

○委員長

次に188ページ、扶助費、扶助費について、川上委員の質疑をします。

○川上委員

188ページの扶助費、扶助費についてお尋ねをいたします。今の生活扶助の基準なんですけれども、切り下げられております。それで、これについて相談がふえていると思いますけれども、27年度の中ではどのような相談が、どのくらいありましたでしょうか。

○保護課長

質問委員が言われておる保護の切り下げというのは、平成25年から27年度にかけて3年にわたって生活保護費の基準額が下げられたものだと考えております。これにつきましては、多人数世帯に対する基準額が大きな柱でございました。基準額の大きな世帯での引き下げがあったためか、当初、相当数の苦情や抗議があることを想定をしておりましたけれども、実質的には、福祉事務所に対しては、ケースワーカーに保護費が少なくなったというような話はございましたが、特に大々的な苦情はなかったというふうに聞き及んでおります。しかしながら、基準額の引き下げが行われて、現実に受給額が減少しておりますので、それにより、生活が厳しくなったということは十分に認識しておきます。

○川上委員

みんな、国にももの言ったんでしょね。それから近年、27年も含めて、夏は大変暑かったわけですけども、クーラーのないところではどういう暮らしの仕方してるんでしょうか。

○保護課長

質問委員が言われますように、生活保護受給世帯のクーラー設置率、これについては、一般世帯がどのぐらいの設置率があるかということ把握しておりませんので、何とも言えませんが、常識的に考えて、一般世帯より低いというふうに考えております。しかし、このクーラー設置費用でございますけれども、以前は、収入のある世帯のみ、県社協の貸し付けを利用して設置することができました。平成26年7月1日以降、生活保護の一部改正によりまして、生活保護費以外に収入がない世帯についても、生活福祉資金、これは社協の貸し付けになりますが、冷暖房設備購入費の貸し付けが可能になったところです。もちろんこの貸し付けに関しましては、収入認定の対象とはなりませんので、連帯保証人がいらっしゃれば、金利も無金利となります。このようなものを活用いただいて、冷暖房、クーラー等を設置していただければというふうに考えております。

○川上委員

とりわけ、高齢の一人暮らしの場合の心配が大きいわけですけども、それから、クーラーだけでなく、この猛暑を乗り切る上で、従前から、夏期手当についての要望が聞かれてると思います。平成27年、どう対応したのか、お尋ねをします。

○保護課長

生活保護受給者の方の中には、高齢者や障がい者等、非常に多くおられ、健康面での配慮が必要な方が、多数おられることは十分承知しております。電気代を節約せざるを得ない状況のために、必要な時期に冷暖房を利用できない世帯、これも多数おられることも認識しております。このため、毎年8月から9月に福岡県の都市福祉事務所長会が開催されておりますけれども、この開催におきまして、本市も含めて、県に対して、エアコン等の電気代など、一時的な需要に対するための夏季加算の創設と、また、これも別なんですけど、空調設備の設置費用の一時扶助の家具什器で対応できるようにというふうに、県に対して要望しております。この要望に対しまして、県からはエアコン等の電気代など、一時的な需要に対応するためには、夏季加算がどうしても必要であろうという認識から、県から国に対して、夏季加算創設の要望をしている

との回答をいただいております。生活保護は国の制度ではございますが、このように、自治体の立場から、他の自治体とも協力して要望活動を行っているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長

次に、190ページ、保健衛生総務費、急患センター関連、急患センター管理運営費及び急患センター整備事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

190ページ、保健衛生総務費、急患センター関連の決算について、お尋ねをいたします。救急医療運営委託料がありますけれども、この委託先をお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

お尋ねの救急医療運営委託料の件でございますけれど、在宅当番医の、この実施事業に関わる費用でございます、委託先は飯塚医師会になっております。

○川上委員

少し飛びますけれども、公的病院等運営費補助金が、980万円余ありますけれども、済生会病院というふうにお聞きしていますけれども、なぜ済生会病院と書かないのか、及び、この補助金の額について、お尋ねをいたします。

○健幸・スポーツ課長

この公的病院等運営費補助金の対象としておりますのが、市内の公的病院でございます、経済的な生活困窮者に対する無料低額の医療を提供している病院、また、あわせて救急告知病院の運営事業を行っている病院に対し、この相当額について助成をすることとしております関係から、この飯塚市内には、済生会飯塚嘉穂病院のみが現在該当していることにより、対象をそことしてしておりますが、本来であれば、こういった事業、同様のものがあれば、そういった病院も対象になることから、このような補助金の名称にしております。

○委員長

次のその他の保健衛生総務費、その他の保健衛生総務費についても関連があるようですので、一緒にご質疑をどうぞ。

○川上委員

大変失礼をいたしました。それで、急患センターをお聞きするんですけれども、急患センターについて、現在どういう体制になっておるのか、お尋ねをしたいと思います。

○健幸・スポーツ課長

現在、バスターミナルの2階で行っております、急患センターにつきましては、内科と小児科を診療を行っております。体制としましては、内科医1名、小児科医1名でございます、そのほか、看護師につきましては、その都度、2名から3名の配置をして、あと薬剤師、事務職員というふうな体制になっております。

○川上委員

それで、27年度途中から始まったばかりということなんだけれども、救急車でくることはないということなんです、救急車で、2次、3次医療機関に行くことがあろうかと思うんですけど、その場合の寄り付きというのは、きちんとなっておるのか、お尋ねをしたいと思います。

○健幸・スポーツ課長

救急車につきましては、急患センターが1次医療機関でございますことから、基本的には受け入れはいたしません。しかし、質問委員言われますように、受診された方を他の病院へ救急搬送することが想定されるため、オープンの前に消防本部と救急車の停車場所や搬出手順について協議をしております。実績といたしましては、27年度には救急搬送が3件、28年度は

8月までで4件ございます。なお、28年度につきましては、救急搬入が1件あっておりますが、これについては詳細は不明でございます。

○川上委員

今、救急については少し説明がありましたけれど、受診者、全体の動向については27年以降どのようなようですか。

○健幸・スポーツ課長

27年度中に先ほど申しましたように、西町のほうからバスターミナルの2階のほうに移転をしております。そのため、4月から7月につきましては、西町の旧休日夜間急患センターで診療を行っております。4カ月間で464名、1日平均11.9名の患者さまがおいでになっております。次に、8月1日から新しくバスターミナルのほうで診療を行っておりますが、この際は、この1カ月につきましては、土日及びお盆の休日のみの診療を行いまして、144名の患者さまがおいでになっております。1日平均9.5名になっております。9月1日からは平日拡大を行いまして、3月までの間に1648人、1日平均7.7名の方がおいでになっております。

○委員長

次に、192ページ、予防費、予防接種関連について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

192ページ、予防費、予防接種関連について、お尋ねをいたします。まず、予防接種賠償保険について、一般質問でもあったと思うんですけども、改めて、簡潔で構いませんので、ご説明いただきたいと思っております。

○健幸・スポーツ課長

ただいまご質問されましたのは、全国市長会の損害賠償保険であるかというふうに思っております。これにつきましては、定期接種の予防接種につきましては、国のほうが救済措置を講じるように、法令で定めてございますが、それに該当しない、定期外の予防接種について、全国市長会が損害保険としまして整備をしております保険の内容でございます。

○川上委員

これに関わって、この年度に賠償責任を問われることはなかったですか。

○健幸・スポーツ課長

27年度にはございません。

○川上委員

それでは、予防接種委託料と高齢者予防接種委託料について、委託先、実施状況をあわせて、お尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

委託先は飯塚医師会でございます。実績と申しますが、人数ということになります。申しわけございません、数が非常に多くございますけれども、予防接種につきましては、27年度につきましては、定期接種、法令で定められております定期接種につきましては、飯塚市では全て実施をしております。接種率、特に新生児、乳幼児につきましては90%以上の接種率がございます。

○委員長

次に、192ページ、健康づくり推進費、がん検診委託料について、田中委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

192ページ、健康づくり推進費、がん検診委託料について、お尋ねをいたします。成果説明書の51ページを見ますと、27年度の実績が1万5075人という実績が出ております。

この事業の概要、目的というのは、概要のところを書いてありますけれども、ふえ続けるがんによる死亡率の上昇の減少を図るため、がん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療に結びつけると、このような目的でやられている事業でございますので、本来であれば、毎年毎年少しずつでもふえていくべきだと思っておりますが、先ほど言いました、27年度の実績が1万5075人、前年度の26年と比べますと、26年度が1万6009人ということで、約1千人ほど減っていると。先ほど言いましたように、ふやしていくべきものが減っている。ふやすための取り組みとしては、どのような取り組みをされたのか。また、今後どのように取り組むようにしていくおつもりなのか、お尋ねいたします。

○健幸・スポーツ課長

質問委員言われますように、がん検診につきましては、受診の拡大、受診の機会をふやしまして、多くの方に受診をしていただき、予防に努めていただきたいというふうに考えております。それに向けまして、市報やチラシ等によりまして、広報はしておるところでございますが、昨年につきましては、台風等の影響で、中止、延期をしたケースもございまして、非常に受診者が落ち込んだところでもございます。本年度につきましても、同様の対策はしておりますが、それにあわせて、受診の機会をふやすように検討しております。昨年度は、がん啓発に向けまして、ジャスコのほうでもイベントを行いまして、今年度につきましては、ジャスコのほうでも、がん検診を実施させていただくようにしております。また、今までしておりませんでしたけれど、新しい検診検査センターにおきましては、常時、バスではなくて、機械で検診が可能でございますので、そちらのほうでも、施設検診として、実施をしていただくように回数を設定しております。それによりまして、受診者が、機会がふえることで受診者がふえるのではないかとこのように期待をしているところでございます。

○田中裕二委員

そのような取り組みをしていくということでございますが、この成果表を見ますと、目標値のところ、目標は19万3076人ですね。飯塚市の人口をはるかに超える目標数でございますけれども、これは例えば、私が胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診をすれば、3人とカウントされるということでこの数字になるかと思うんですけれども。それにしても、目標の19万3千人から比べますと、実績としては、1万5千人ですから、7.8%ぐらいの受診、目標に対しての実績だと、このように計算されると思うんです。これだけ目標と実績が違いすぎると、この目標に対して、達成させようという気持ちそのものがないんじゃないかと思うんです。私は、目標というのは努力をすれば達成できるというのが、目標だと思っております。そう考えますと、この目標値は、今年度が、27年度が1万5千人でございますから、例えば、28年度は1万7千人にしよう、その次の年は、1万9千人にしようというふうな、目標を達成できる目標値にするべきだと思っております。そしてまた28年度の予算を見ますと、27年度の1万5千人の方が検査をされれば、予算が尽きてしまうような予算計上をされております。これが、人数がふえて、この予算がなくなった場合、補正予算でもして、また、予算をふやすおつもりがあるのかどうか、この点、いかがでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

ただいま、ご指摘のございました目標値につきましては、ご指摘のとおり、各種がん検診の対象者の合計をあげておりまして、現在のところ、仮にその方々が受診を全てされますと、受診率が100%というふうな形になる目標を設定をしてございました。これにつきましては、ご指摘のとおり、実現可能な設定を行うよう検討してまいりたいと思っております。またご指摘の予算につきましては、現在の予算につきましては、過去の実績を基に受診者の見込みを算出し、計上しております。仮にその予想を超え、受診者が増加した場合には、予算不足となると考えられますので、その場合は補正予算において、事業費を確保したいというふうに考えておりま

す。まずは少しでも多くの市民の方に受診しやすくなるよう、機会の創設に努め、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○田中裕二委員

今ご答弁いただきましたように、本当に目標達成できる目標値を設定して、何が何でもやるという思いで取り組んでいただきますように要望して、質問を終わります。

○委員長

次に、194ページ、健康づくり推進費、健康都市推進事業費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

194ページ、健康づくり推進費に関連して、健幸都市推進事業費等々について、お聞きいたします。健康都市とって、ある程度たったわけですが、この事業の目的、そして目標についてお聞かせください。

○健幸・スポーツ課長

健幸都市の実現に向けましては、平成22年ごろから研究を始めまして、平成23年にSWC首長研究会に参加後、健幸都市を本格的にまちづくりの中心に据え取り組んでまいっております。この健幸都市につきましては、既に御存じかと思いますが、健幸寿命を延ばし、元気で生き生きとした高齢者が非常に多い飯塚市をつくることで、将来的な飯塚市の発展につなげていくというふうに目標としております。その後、26年3月には、いづか健幸都市の基本計画を策定し、健幸都市いづかの実現に向け、新飯塚駅前の健幸ひろば、健幸プラザ、ウォーキング拠点の整備のほか、ウォーキング大会やウォーキングコース100選マップ等の新規事業を展開をしております。現在は21の新規事業を加えまして、現在32の関連事業を行っております。

○江口委員

追加資料72ページ、そして73ページに関連事業調べ、またあわせて、事業実施における目標値の検証を出していただきました。費用対効果をやはり、健康であってほしい。それはもう皆さん方全て合意はしてるんだけど、片一方では、税金を投入して事業をする以上、やはりその効果が求められると思っています。この費用対効果についてはどのようにお考えでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

先ほど、ご答弁いたしました、健幸都市基本計画の中には、3つの目標を掲げてございます。資料にも掲載しておりますが、1番目に医療費の伸びの抑制ということ。それから2つ目にウォーキングイベントの参加者の拡大と。3つ目に健幸都市関連事業の参加者の拡大ということでしております。資料のほうにはそれぞれ健幸都市、26年度、27年度の2カ年で、その前からの目標値の設定に対しての比較をしております。現在のところ、医療費につきましては、残念ながら伸びを抑えるというところの現状維持という目標には至っておりませんが、これも現在の医療技術の進歩等によりまして、やはり非常に現状維持が難しい。それを少しでも軽減するところで実施をしております。また、ウォーキングイベントにつきましては、目標値数を3千人としておりますが、27年度では、まだ1300人程度でございまして、まだ目標には達していません。また、それ以外の参加者数につきましては、現在、目標値を6300人ほどにしてはありますが、現在、多種多様な事業に参加されている総数が3万7千人になっておりますので、今後、効果は徐々に出てくるものというふうに考えております。

○江口委員

この目標値の検証ですが、やはり一番はっきりとあらわれるのは、この1の医療費の伸びですね、ここの部分でその事業の成果が問われるんだと考えております。残念ながら目標額は、

現状維持ではあったんだけど、伸びている現状があるということでございますが、この伸び率は県下のほかの都市の平均とを比べては、どんなになっておりますでしょうか。

○医療保険課長

平成26年度で申し上げさせていただきます。平成26年度の国民健康保険1人当たり医療費でございますが、36万6528円となっております。これに対しまして、県下市町村の平均で申し上げますと、35万7316円でございます。また、後期高齢者医療保険の1人当たり医療費についてでございますが、飯塚市では、平成26年度111万3005円でございます。これに対しまして、県下市町村の平均につきましては、118万1862円となっております。

○江口委員

国民健康保険でいうと、飯塚のほうが高いという現状ですが、伸び率についてはどうなっておりますか。

○医療保険課長

飯塚市の25年、26年で見ますと、飯塚市では3.33%の伸び率となっております。一方、市町村平均で申し上げますと、対25年度比で2.28%でございます、それから後期高齢者医療でございますが、飯塚市で対25年度比で1.13%、市町村平均で0.01%の伸びとなっております。

○江口委員

残念ながら双方とも飯塚市のほうが伸び率は高いということでありまして。こうやって、いろんな事業をするんですけれど、これが結果として皆さん方が健康になっていただいて、医療費を下げることに寄与しなければ、事業の選定が間違っただけという形になります。となると、やはりその中でどうやってこれが効果的なのかを調べなくてはならないと思うんです。それぞれの事業をですね。そういったことについては、何らかの調査はなされておりますでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

質問委員が言われますとおり、ごもっともでございますが、現在のところ、この健幸都市基本計画策定後2年間の中で、それぞれの参加者、例えば新規で健康活動に参加された方について、その方がどういった活動をし、どういった健康状態で改善されたかというデータの集積ができてございません。今後は、そういった方向での集積というのは非常に重要かと思っておりますし、その検証という意味では、非常に重要な点とは思っておりますが、現在のところはそういった手立てというものがみえてございません。

○委員長

次に、194ページ、健康づくり推進費、健幸都市推進事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

194ページの健康づくり推進費、健幸都市推進事業費について、お尋ねをいたします。器具費です。何をどこに購入したのか、お尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

お尋ねの器具費でございますが、これは健幸プラザ、昨年10月にオープンいたしました健幸プラザのオープンにあわせての納入した器具費でございます。全体で3600万円ほどございますが、総数としては200点以上の納入をしてございます。大きいところと言いますと、トレーニングマシン、これはエルゴメーターやトレッドミルといった機械でございますが、これが1800万強、また、スマートトレーナーという機械を、筑豊では1台しかない機械を購入しておりますが、これが2台で415万、そのほか音響機器やカーテン、事務機器、それとあとはインボディと言いまして体組成計、体の状態を測定いたします体組成計等について購入をしてございます。これは全て健幸プラザでの納品したものでございます。

○川上委員

かなり高額なものもあるんですけども、その高額なものを中心にですね、購入方法、それからどこから購入したかについて、お尋ねをします。

○健幸・スポーツ課長

購入の方法につきましては、指名競争入札によりまして、購入をいたしております。入札につきましては、これらの器具備品につきましては、同種のものにつきましては、契約課と協議をした中で1つのものとして、入札を行っております。結果的に12のまとまり、それとそれ以外の小さいものについては、それぞれ個別に買ってありますが、大きく12に分けておりまして、購入先につきましては、フィールドスポーツ、それから山下医療器械、山辺電機、ウインドリー福岡、玉置、ユゲ電気、ユーアイ事務機、ギフトセンター山城、ツシマ、といったところが入札、落札をいたしております。

○委員長

次に、196ページ環境衛生費、その他の環境衛生費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

196ページ、環境衛生費、その他の環境衛生費について、お尋ねをいたします。施設維持管理手数料、墓地の草刈りとまでは聞いておりますけれども、何カ所、それから年何回くらいの草刈りなのか、お尋ねをいたします。

○環境整備課長

市有墓地の草刈りににつきましては、市内に12カ所ございます。それぞれの地元住民の方や墓地使用者の方々の声を聞きながら、また天候を考慮しながら草刈りを行う時期などを定めておるところです。それぞれの箇所において、見積書を提出してもらいまして、作業をお願いしているところ。それぞれ年1回でございます。

○川上委員

要望としては、具体的にどこまで上がっているかわかりませんが、年1回と言わず、節目となるお彼岸とか、お盆とかあるわけですから、節約するところではないと思うんですよね。人生最後のところで、そのくらいにします。それから飯塚霊園の管理委託料についてなんですけれども、委託先がどこなのか。それから、この金額について何を根拠にしておるのか、お尋ねをします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15：14

再 開 15：14

委員会を再開いたします。

ただいまの質問については、所管の担当者が上がってくるまで保留とさせていただき、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次に、196ページ、環境対策費その他の環境対策費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

196ページ、環境対策費、その他の環境対策費について、お尋ねします。自然環境保全対策審議会が活動した報酬が、決算としてあがっております。この年は白旗山の一条工務店の太陽光発電施設の関係も含めて、林地開発の問題が審議されていると思うんですけども、審議会の活動状況をお尋ねします。

○環境整備課長

平成27年度につきましては、2回の審議会を実施しております。1回目につきましては、10月20日でございます。2回目は12月22日でございます。10月20日につきましては

は、白旗山の件ですけれども、状況を報告した上で、市としての対応等について、さまざまなご意見を頂戴しました。2回目の12月22日につきましては、市民意見に対する一条工務店からの見解内容等に関して、報告をいたしまして、今後の対応等について、ご意見を頂戴したところでございます。

○川上委員

現在は、本市がまちづくりの基本方針との整合性が図られていないと述べたにもかかわらず、県知事が林地開発許可をしているという緊迫した状態が今日まで続いているんだけど、この自然環境保全対策審議会は、12月22日以降の活動はどうなっていますか。

○環境整備課長

昨年の12月22日が最後でございます。これに関しましては、審議会の会長であります馬奈木先生から、隣地開発申請にかかる一定の結論が出る。それを見ながら今後の対応を検討していこうというご助言がございました。12月22日に開催されておりました、県森林審議会の動向を見守っておりましたところ、継続審議という結果に至りまして、最終的に次の県森林審議会は3月24日に開催されました。その後、答申が出されまして、それを受けた県は、年度末の平成28年3月31日付で、事業者に林地開発許可を出したという状況でございました。そういったことから、27年度は先ほどの2回という状況になったところでございます。

○川上委員

そうすると、この件については、この審議会では、審議は継続中ということでしょうか。

○環境整備課長

この件に関しましては、今年度4月に開催をいたしまして、先ほどの県の許可の通知の報告をしたところでございます。

○川上委員

それは、この件については、審議会で継続中という答弁ですか。

○環境整備課長

許可の報告をいたしまして、今後、工事が始まる状況、そういったことを見ながら、説明会なりのことに関しまして、業者に対しての指導してまいりますし、また状況を見ながら審議会を開催をするというふうに考えております。

○川上委員

エネルギー利用モデル構築促進検討会議及びエネルギー利用モデル構築促進可能性調査委託料、あわせてどういうことなのか、説明を求めます。

○環境整備課長

県の補助事業を利用いたしまして、市内における温熱利用施設への再生可能エネルギー導入の可能性調査事業として、健康の森公園市民プールほか2カ所の温水利用施設において、太陽熱エネルギーの利用可能性を調査したものでございます。また、対象施設において、エネルギー利用の実態調査や日射量調査を行いまして、効果的、効率的な太陽熱エネルギーの利用可能量を算出したほか、各施設での最適な設備、規模に基づき、導入費を算出しまして、事業可能性を検討いたしました。これにつきましては、補助率につきましては、10分の10の補助でございました。

○川上委員

この委託料はどこに出してるんですか。410万円余。

○環境整備課長

委託先は株式会社技術開発コンサルタントでございまして、9者による入札により業者を決定したところでございます。

○川上委員

市民プールの施設に、太陽光パネルが設置できないかという調査をするんですね。

○環境整備課長

太陽光のパネルではなくて、太陽熱を利用した、お湯を太陽熱で加熱するものでございます。

○川上委員

温水を獲得して、プールに使おうということを考えてるんですか。

○環境整備課長

太陽熱を利用したそういうシステムでございます。

○川上委員

これはブラックジョークという。もともと清掃工場の余熱で温水プールをつくりましょうと、1998年の展望だったんですよ。余熱不足だということで、電気で沸かそうではないかという話になって、今日に至っていると思うんですけど。そこに温水施設をつくるということなんですね。そうすると、清掃工場の横に、この温水プールをつくる必要が全くなかったということ2度にわたって、飯塚市が証明することになるわけです。街なかにあったプールを余熱利用の理由で向こうに持っていったんですよ。そういうことでちょっと失礼でしたけど、全く行き当たりばつりの市政だと思うわけですね。この質問を終わります。

○委員長

それでは、先ほど保留にしておりました、196ページ、環境衛生費、その他の環境衛生費について、執行部の答弁を求めます。

○都市計画課長

霊園管理委託料でございますが、霊園委託料につきましては、飯塚霊園のほか、笠置ダム公園の管理業務委託として、笠置ダム公園管理組合に年間委託をしております。

○川上委員

この管理組合には、いつから委託をしていますか。金額はずっとこれですか。

○都市計画課長

平成25年から、この管理組合に年間委託をしております、金額については変わっておりません。

○川上委員

この管理組合は、事務所はどこですか。

○都市計画課長

飯塚霊園内でございます。

○川上委員

飯塚霊園内に事務所のある組合に委託を出しているわけですね。

○都市計画課長

失礼いたしました。作業事務所は霊園内にありますけど、管理組合につきましては、飯塚市庄司1330番地でございます。

○川上委員

ここは平成25年からですか。霊園の出発当初から、ここが管理しているわけじゃないんですか、委託を受けているわけじゃないですか。

○都市計画課長

平成25年以前は、都市施設管理公社でございました。

○川上委員

そこがここに委託してたんじゃないんですか。

○都市計画課長

そのとおりでございます。そこが委託をしていたということでございます。

○川上委員

したがって、飯塚霊園の出発当初から、あるいは笠置ダム公園出発当初から、ここが実質管理を、元請というか、発注者は誰にしろ、ずっとやってるわけじゃないんですか、違いますか。

○都市計画課長

そのとおりでございます。

○川上委員

これは入札もしていないし、長年にわたって随契でしょう。違いますかね。

○都市計画課長

随意契約を交わしております。

○川上委員

理由をお尋ねします。

○都市計画課長

理由としましては、笠置ダム公園及び飯塚霊園は、自然景観を生かした特殊公園であり、園内のダム湖及び用水路は農業施設である。そのため、災害時等の緊急対応を行う必要があり、維持管理等に熟知している必要があるため、施設の管理ダムの管理等を熟知した、本業者と随意契約するものですということでございます。

○川上委員

そのくらいのことで、随契理由にならないでしょう。熟知するわけでしょう。新規の業者でも調査すれば、よくわかるでしょう。どうしてそういうお粗末な随契理由書で随契ができるのか、お尋ねしますよ。

○都市計画課長

今ご説明しましたように、地元農業用施設に熟知しているということがありますので、こちらのほうと随意契約を交わしているものでございます。

○川上委員

その組合は何で熟知してるんですか。

○都市計画課長

地元施設を管理してることから熟知しているということでございます。

○川上委員

これは飯塚霊園の用地、それから笠置ダム公園の用地等について、また、その所在地が庄司であることから、地元の雇用対策とかいうようなことで、できるだけ維持管理については、地元の方々に仕事してもらおうではないかというようなことではないんですか。

○都市計画課長

それも一つの理由でございます。

○川上委員

それは随契理由書には書いてないわけですか。

○都市計画課長

随契理由書には、そちらのことは書いておりません。

○川上委員

書けない理由がありますか。

○都市計画課長

書けない理由はございません。

○川上委員

それは随契の理由で成り立つのであれば、大変と思います。いずれにしても、随契ということであれば、委託ということであれば、ルールにのっとった契約の仕方があると思うんですよ。

随契ということもあるかもしれないけども、随契にふさわしい理由があるならということになると思う。この毎年毎年同じような理由書を書いて、いつの年度のものかわからんような理由書を書いてというわけにはいかないんじゃないかと思えますけど、それについては是正を求めたいと思います。マナーリになってはいけないというのを指摘しておきたいと思います。質問終わります。

○委員長

次に、198ページ、斎場費、斎場費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

198ページ、斎場費、斎場費についてお尋ねをします。火葬炉等更新委託料、宮本工業所、熊本の会社ということなんですけれども、更新の必要性について、どのように判断しておるのかお尋ねをいたします。

○環境整備課長

火葬炉設備の性能維持を目的といたしまして、火葬炉制御板、炉内耐火物等の更新を行うことにより、火葬炉設備の延命化をはかったところでございます。

○川上委員

延命化と言われました。そのままでは、いつごろまでにはどうこうなる可能性のあったものを10年延命したとか、15年延命したとかいうように答弁ができますか。

○環境整備課長

開設が平成4年でございます。それから今回、平成26年度、27年度で炉の更新を行ったわけなんですけれども、二十数年を経過しておりまして、老朽化が著しかったものでございます。また、炉の大型化も今回図ったところでございます。この先、何年というのは、ちょっとご答弁できませんけれども、現状で厳しいところを健全に運営できるようにはかったところでございます。

○川上委員

どこまでもつかかわからない延命に4050万円出したという答弁なんです。そして、先ほどになかった大型化というのが出てきました。延命化という必要性和、それから大型化というのが、対で出てきたんだけど、重ねて、いつまで延命というのがわからないのかお尋ねします。大型化の話はまた後で聞きます。

○環境整備課長

失礼いたしました。平成33年度までを見越して更新を行ったものでございます。

○川上委員

もう一つ大型化というのが出てきました。これは近年、棺が大きくなる傾向があるということもあるんだけど、そういうことですか、この大型化というのは。

○環境整備課長

はい、そういったことでございます。

○川上委員

そうすると、この炉そのものも大きくしたわけですか。

○環境整備課長

耐火物、レンガの組み換えにより大型化を図ったものでございます。

○委員長

次に、198ページ、病院費、病院事業会計補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

198ページ、病院費、病院事業会計補助金についてお尋ねをいたします。委員長、これは特別会計の中で――。

(発言する者あり)

失礼しました。病院事業会計補助金の3億800万円余について、額について説明、数字の根拠についてだけお尋ねをしておきたいと思えます。お願いいたします。

○健幸・スポーツ課長

病院事業会計補助金3億8千万円ほどの内訳でございますけれど、大きく3つにわかれてございます。

病院運営分といたしまして、病床分、市立病院250床ございますので、250床掛ける70万7千円、これは交付税の算定の基準となっている数字でございます。また、救急医療分といたしまして、1病院当たり3290万円、また、1床当たり169万7千円の3床分、これが、合計で病院運営分といたしまして、2億1474万1千円でございます。

次に、起債償還分の、これは交付税措置分でございますけれど、病院事業会計のほうで起債しております病院事業債、これの元利償還にあてます分の22.5%が交付税措置されますので、これに該当する分が2335万5164円でございます。

3つ目が、病院整備分といたしまして、今現在行っております一部建て替え事業の事業費に充てます分といたしまして合併特例債を活用する一般会計からの出資分でございます、これが7千万円、合計で3億809万6164円でございます。

○委員長

次に、198ページ、清掃総務費、クリーンセンター管理棟等管理費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

198ページ、清掃総務費、クリーンセンター管理棟等管理費について、このうち、消防設備保守点検委託料421万円余について、日本テクノに委託を頼み、支払ってとのこと。それで、この会社に委託するようになった経過をお尋ねします。

○環境対策課長

この業者につきましては、契約課を通じまして、指名競争入札としております。

○川上委員

日本テクノというのはどういう会社ですか。本社だとか資本だとか、お尋ねします。

○環境対策課長

所在地は飯塚市枝国にあります会社でございます。

○委員長

資本金はわかりますか。

○環境対策課長

申しわけございません。資料を持ち合わせておりません。

○委員長

次に、200ページ、清掃総務費、その他の清掃総務費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

200ページ、清掃総務費、その他の清掃総務費について伺います。そのうち、まず公害防止対策委員会委員報酬ということなんですけれども、対策委員会の最近の活動状況をお尋ねいたします。

○環境対策課長

公害防止対策委員会につきましては、年の定例会議といたしまして、2回を開催しております。平成27年度につきましては、27年10月30日、そして28年3月25日の2回開催しております。

○川上委員

清掃工場の排出の基準値の問題等についても、あるいは、そういったことについて審議して
と思うんだけど、審議の結果についてどのようになっておるのかお尋ねします。

○環境対策課長

この対策委員会におきましては、クリーンセンターの建設当時にかかわる公害防止協定書に
基づきまして設置をされております。ここでは、清掃工場等の公害等の通知等発表しておりま
して、それを公表しております。

○川上委員

報告して、それは報告しただけですか。

○環境対策課長

報告した内容につきましては、飯塚市のホームページにアップしております。

○川上委員

だから、報告したでしょ。地元の方々も入っているわけでしょう。聞いて、意見はなかった
とか、了承されたとか、そういうことを今聞いているんです。

○環境対策課長

数字につきましては、全て基準値以下であらわしております、意見等はなく、承認されて
おります。

○川上委員

この対策委員会には、小竹の皆さんの意見は反映するようになってますか。

○環境対策課長

小竹町につきましては、小竹町の職員1名が代表で参加をされております。そして住民の方
も参加されております。

○川上委員

わかりました。続いて、2つの施設組合の負担金がそれぞれあるのですけれども、この金額
について、お尋ねをします。

○環境対策課長

飯塚市・桂川町衛生施設組合負担金につきましては、規約の第14条に基づきまして負担を
いたしております。負担区分につきましては、議会費、総務費に関する経費につきましては、
負担割合は飯塚市が70%、桂川町が30%となっております。福岡県央環境施設組合の負担
金につきましては、規約の第14条第2項に基づきまして、負担をしております。負担区分と
いたしましては、議会費、総務費に関する経費、施設に関する経費について、均等割が40%、
人口割りが60%により算出をし、支出をしております。

○川上委員

答弁いただきましたけれども、そこで、福岡県央環境施設組合及びその議会では、このRDF
事業が継続できるかという局面が27年だったと思うのですけれども、組合及び議会で、こ
のRDFの存続問題については、議論がどのように行われたか、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 15 : 48

再 開 15 : 48

委員会を再開いたします。

次に、200ページ、ごみ処理費、ごみ収集費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

ごみ処理費、ごみ収集費に関してお聞きいたします。消耗品費として、指定ごみ袋分、1億

241万1517円が計上されております。このごみ袋についてなのですけれど、ロール式ごみ袋となっておりますが、この特徴について、まずご案内ください。

○環境対策課長

本市が採用しておりますロール式ごみ袋について、ご説明をいたします。袋の1枚ごとに管理番号を付しております。品質の管理を万全にいたしております。また、外包装がなく、部分的に紙ラベルで止めるだけで、簡易包装を手がけ、生産過程のロスを少なくしております。また、回収する方に、怪我をさせないために、上下部分に取っ手がついていることも特徴の一つでございます。また、視覚に障がいがある方のために、凹凸模様を入れ、ごみ袋の種類が確認できることも採用している理由にあげられます。

○江口委員

このごみ袋についてなのですけれど、苦情は何らかございましたでしょうか。あったという場合は、どのような内容の苦情がありましたでしょうか。

○環境対策課長

今のところ苦情につきましては、ほとんどございませんけども、年に数件程度のお電話をいただくのは、袋が破れることがあるというような内容でございますけども、それにつきましては、容量がそれぞれ決まっておりますので、その容量に基づきまして、押し込んでいただきまして、結んでいただければ、大丈夫ですというふうにお答えをしたら納得をされております。

○江口委員

納得をされているのか、諦めておられるのか、ずっとこの袋できているわけですよ。で、周りから話を聞くのは、やはり破れるんだよねっていう、特に枝みみたいなやつを入れた時に破れるって話があるんだけど、それから裂けるケースもある。あともう一つお話を聞くのが、結ぶところがちょっとやっぱり短いんだよねってお話を聞いたりします。破れる、破れないのところに関しては、袋の強度としてはどのようになっているのでしょうか。

○環境対策課長

飯塚市が採用しておりますLLDと申しまして、リニア低密度ポリエチレンの名称ですけども、それを原料といたしております。福岡市等が採用しております外国製のHDという高密度ポリエチレン、イメージ的にはレジ袋のイメージでございますけども、半透明の袋ですが、強度を比較しますと、飯塚市が採用しているほうが引っ張り強度等にも強く、また、突き刺し強度、例えば割りばしやつまようじなどの突起物で、ごみ袋に穴があいても、裂けにくくなる特徴がございますことに対しまして、他市が採用しておりますのは、ちょっと突き刺したら裂けてしまうという難点がございます。

○江口委員

突き刺すこと、また引っ張ること両方について、飯塚市のほうが強度が高いという理解でよろしいですか。

○環境対策課長

そのとおりでございます。

○江口委員

引っ張りに関しては高密度ポリエチレンのほうが高いという話も聞いたことございます。その点もなのですけれど、あとはコストの問題なんですね。これで1億円を超えるコストがかかっております。1枚当たりの作成単価としてはどのようになっているのか、また片一方では福岡市が採用しているHDというようなお話がございました。それは大体どの程度のコストになってきているのか、お聞かせください。

○環境対策課長

コストの面につきましては、飯塚市のごみ袋、1袋当たり税込みで14円程度かかっており

ます。先ほど言われました平織り式の外国製は1袋当たり8円程度となっております。

○江口委員

8円と14円では、やはりかなりコストが変わるわけです。飯塚市ではこれを作成するのに1億円かけている。対してこれが14円が8円になるとざっと6千万前後というところになるのですかね。ですよ。6千万から7千万。そうすると3千万から4千万違うわけです。先ほど持ち手の話をさせていただきました。持ち手、結び手のところですね。ここを少し形状を変えて、やっぱり実際に作業されるのは、多くの場合主婦の方、男性がされるケースもあるのでしょうけれども、やっぱり主婦の方が多いわけです。女性の方が多い訳です。その方々が毎日毎日というか、週に2回作業しながら、あ、また破れたってね、それでずうっと思っているのがあれば、この部分に関して、例えば、つくる形であるとか、そういったことを変えてコストダウンしながら、片一方では、そういった持ち手とか結び手に関して伸ばして、満足度を高めるという作業すべきであると思うんですが、そういった検討については27年度は出されたのかどうか。またあわせて、この14円というお話ございましたけれど、この購入方法はどうなっているのか、お聞かせください。

○環境対策課長

初めに、購入方法につきましては、契約課に依頼し、見積もり合わせを行い、単価契約となっております。また強度につきましては、これは、平成18年度の決算特別委員会、江口委員からご質問あったときにもお答えはしておりますけれども、平織り式のときに採用しておりましたときは破けてしかたないという苦情が多数寄せられておったがために、隣の市で、直方市も、平織り式をこのほどロール式に変更する検討に入ったというふうに聞いておりますので、平織り式、単価が安いだけでは、破ける数が多く、市民からの苦情が多数寄せられたという経緯で、このロール式に変更しております。

○江口委員

織り方がどうであるのかではなくて、基本的に材質がどうであるのか、厚さがどうであるのかで、強度は変わってくるんだと思うのです。あともう一つは、つくるときにどのような製造過程を経るのかでコストは変わってきます。先ほどお話の中では袋1枚ごとに管理番号があるので、品質管理万全なんだってお話ございました。ということは一枚一枚に番号が違うってことですよ。となると、それだけの製造過程についてプラスアルファの設備投資も要るわけですよ。じゃあ果たしてそこまでする必要があるのかということ等も考え合わせて、満足度を高めながら、コストを下げる努力をしていただきたいと思います。先ほど申しましたけれど、確かにその破れる、破れないに関して初期よりもよくなったかもしれませんが、未だにそのお話は聞く、私どもが聞かされるのは、現実であります。もちろん、役所への電話に関しては、ああもうこれは変わらないんだねっていうね、諦めかもしれません。そういった部分を考え合わせながら、業務を行っていただきたいと思いますが、そういうことが必要と思われませんか。

○環境対策課長

今後につきましても、さまざまな研究を行い、よりよいものを市民に提供してまいりたいというふうに考えております。

○委員長

次に、202ページ、ごみ処理費、拠点収納ボックス購入費について、梶原委員の質疑を許します。

○梶原委員

この質疑については、取り下げさせていただきます。

○委員長

次に、200ページから202ページ、ごみ処理費、ごみ処理関連経費について、川上委員

の質疑を許します。

○川上委員

200ページから202ページ、ごみ処理費、ごみ処理関連経費について、幾つかお尋ねをいたします。まず、ごみ収集業務委託料については、決算書の数字以外に、追加資料でいただいております74ページに、関連75、76、77までありますけれども。このごみ収集に伴って委託料ということなんでしょうけど、ごみ収集量が2013、2014と比べて2015年、平成27年度伸びております。この要因について、お尋ねをします。

○環境対策課長

ごみ処理量につきましては、飯塚市全体としては減少傾向にございますけれども、各地区ごとに見てみますと、飯塚地区におきましては、増加と減少を繰り返しておるような状況になっております。穂波地区におきましては、減少傾向にございます。筑穂地区におきましては、増加と減少を繰り返しております。庄内地区におきましては、減少傾向となっております。颯田地区におきましては、増加と減少を繰り返しております。若干の颯田地区については増加と、昨年に比べては、27年は増加となっております。その理由につきましては、詳細にはちょっとわかりかねます。

○川上委員

それは75ページの資料をみられたんですかね。74ページの資料で、ごみ収集量が2013年、14年、15年とありますでしょ。15年が伸びているじゃないですか。

○環境対策課長

一つの要因としましては、平成26年の4月1日より消費税の増率によりまして、8%に増額されておりますけれども、それも一つの要因ではないかというふうに考えております。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:03

再 開 16:03

委員会を再開いたします。

○環境対策課長

これの一つの要因としましては、お亡くなりになる方、転出される方等の粗大ごみ等の収集等がふえた要因も1つ考えられると思います。先ほど言いましたのは、粗大ごみもある可燃ごみも収集するというごこととでございます。ですから、トータル的にはふえたような形ということで。

○川上委員

ちょっとかみ合わないので、総括のほうに全部回してもらっていいですか。同じ資料をみるはずだけど。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:04

再 開 16:04

委員会を再開いたします。

次に、204ページ、し尿処理費、環境センター管理運営費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

204ページのし尿処理費、環境センター管理運営費についてお尋ねをいたします。機械設備更新委託料債務負担行為1億7千万円余ということになっております。それで、どういう設

備更新をしたのか、また委託先はどこなのか、あわせてお尋ねをいたします。

○環境対策課長

委託先につきましては、クボタ環境サービス株式会社九州支店でございます。また、機械設備等の老朽化に伴い、機械の設備点検等を行っております。

○川上委員

わかりました。でもね、点検とおっしゃいましたけど、設備更新になってますでしょう。だから、これこれの目的で、どういう設備を更新したということがあるはずなので。

○環境対策課長

機械設備の更新につきましては、塩水脱水器の交換、循環液のポンプの交換、さまざまなモニターのチェック等の交換を行っております。

○川上委員

1億7千万円かけてやらなければならない仕事だということを、市民にわかるように説明いただきたいわけですね。これによって、こういうことだったので、事故が続いたとか、故障が続いたので、更新するようにしたとか、あるいはもう更新時期を迎えておったんだということなのかね、これによって、次はどうだとか、というところをちょっと聞かせてもらうと、1億7千万についてね、市民が認めるかどうか、判断材料になろうと思うんですね。

○環境対策課長

環境センターにおきましては、平成8年4月に供用を開始いたしておりまして、施設の老朽化に伴い、施設の延命化、約十数年、平成40年まで延命するために、今回の設備更新をしております。

○川上委員

クボタに委託したというのはどういう経過ですか。

○環境対策課長

施設建設時の担当事業所ということで更新をしております。

○川上委員

そうすると、1億7千万円を随契でクボタに出したということですか。

○環境対策課長

そのとおりでございます。

○川上委員

さっきから同じようなことばかり言って大変申しわけないんですけど、随契の理由、コンパクトに言うとうどうなっていますか。もとの機械をつくったのがクボタだからというのはおっしゃったけど、それ随契理由書に入っているわけですか。何点か普通書くものだと思うけど。聞かせてください。

○環境対策課長

環境センターにおきましては、通常運転でし尿の搬入処理を行い、設備の更新をする際に、仮設を設けて業務を行いますけども、この処理機能を熟知し、処理に一円に精通したこのクボタ環境サービス株式会社が適任ということで、地方自治法施行令第167条の2の第1項第2号の規定に基づいて随契契約を行っております。

○川上委員

この機械は設置から何年と言われましたかね。このクボタが、クボタのどこの支社かわかりませんが、同じ人間がね、同じ人が、技術者が、ずっとここ見ているんですか。飯塚の環境センターの機械を。最初から、ずっとみているわけですか。お尋ねします。

○環境対策課長

約20年が供用開始からたっておりまして、担当者につきましても、現在担当課長として残

っておられます。

○川上委員

20年間同じ方が課長として飯塚の環境センターの機械設備担当しているわけですか。

○環境対策課長

20年前は社員だったものが、役職について、現在もおられるということですか。

○川上委員

でしたら、あなた方は随契をするということ、それから、金額はこれでいくということについて、20年間そこにいる、その方と話をしているということになりますか。

○環境対策課長

私が委員の質問にお答えしたのは、たまたま担当者の方が課長職になられたということでございますけども、人が例えば変わったとしても、そのクボタ環境サービスにおきまして、設計、施工から携わっておられますので、信頼できる唯一の事業所として随意契約をしたものでございます。

○川上委員

ちょっと不透明感がなかなか消えにくいので、また、決算中のどこかの機会に質問します。

清掃工場の管理運営費について、これはどこに出しておるのか、お尋ねします。電気機械設備等更新委託料3億8200万円余ですね。

(発言する者あり)

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第3款民生費及び第4款衛生費についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第12号までの12件については、本日の審査はこの程度にとどめ、予備日としておりました10月31日、月曜日、午前10時から委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、平成27年決算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。